

# 共産党要望項目一覧

平成31年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【憲法・平和・基地問題】</b>                      ①安倍総理の国会議員に改憲案提出を求める発言は、憲法99条の首相の憲法擁護義務違反であり、三権分立に違反するものである。発言の撤回を求め、国民が望まない改憲策動の中止を求めること。</p>	<p>憲法改正は、国会議員の3分の2以上の賛成により発議を行い、国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会議員である総理大臣が憲法改正案の提出についての発言を行ったとしてもそれだけで直ちに憲法尊重擁護義務違反等となるものではなく、発言の撤回等を求めることは考えていない。</p>
<p>②憲法違反の安保関連法（＝戦争法）、秘密保護法、共謀罪法の廃止を求めること。</p>	<p>各法律を廃止すべきかどうかは、その運用状況などについての国民的な議論を踏まえて国会が判断すべきことであり、県として廃止を求めることは考えていない。</p>
<p>③美保基地やその部隊を使って、憲法違反の安保関連法にもとづく、「任務遂行のための武器使用」を想定した在外邦人救出訓練が行われたが、憲法違反の訓練である。抗議し、再び行わないよう求めること。</p>	<p>このたびの在外邦人保護措置訓練は、在外邦人等保護措置に係る統合運用能力の向上及び自衛隊と関係機関との連携の強化を図るため、国民を守るという国に責任のもとに防衛省が計画されたものであると承知している。</p>
<p>④美保基地で、地元の保育園児を招いて、C2輸送機のパラシュートからクリスマスプレゼントを投下したり、自衛隊員がサンタクロースの格好を披露したりしていた。自衛隊は、あり方や憲法との関係でも議論が分かれるものであり、まだ理解できない小さな子どもたちに自衛隊を意識づけるようなことはやめるべきである。また部品落下事件を繰り返しているC2輸送機からプレゼントを落下させる行為は危険であり、事故の反省のかけらもない。今回の取組みに抗議し、二度とやらないよう求めること。</p>	<p>C2輸送機など自衛隊航空機については、安全運航に万全を期すことを求めているところであり、地元でのイベント実施の可否については、美保基地が判断されるものであり、県が中止等を求めるものではない。</p>
<p>⑤昨年、岩国基地所属の米軍戦闘機と空中給油機が空中給油中に墜落事故を起こした。美保基地に空中給油機が配備される予定であるが、空中給油は他国の戦争にでかける憲法違反の行為にもつながり、また大変危険な行為でもある。知事は、機体が完成して安全性を確認してからと、美保基地への空中給油機配備について、見解を留保したままである。しかし、知事自身が「空中給油機の配備は、美保基地の役割を変えるものである」と述べたように、機体の確認以前の問題である。美保基地への空中給油機配備中止を求めること。</p>	<p>空中給油機には、空中給油機能、輸送機能の2つがあり、いずれも作戦を支援するものであり、この配備により美保基地の位置づけは変わらないと聞いている。その配備に当たっては、国から協議がなされる予定であり、改めて安全面での検証等を十分に行い、判断することとしているものである。</p>
<p>⑥米軍の低空飛行訓練中止と騒音測定器の設置を引き続き求め、全国知事会の日米地位協定見直しの立場を改めて、鳥取県知事としても表明すること。</p>	<p>米軍機の低空飛行については、市町村と協力した監視体制を継続し、今後も引き続き、目撃情報の都度、適切な措置を求めていくとともに、国に対し、騒音測定器の設置等について要望を行っていく。</p> <p>日米地位協定の見直しに係る全国知事会の提言については、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるように全会一致で採択し提言したものであり、改めて表明することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦韓国の最高裁で徴用工に対する賠償判決が出た。1965年の日韓請求権協定は、個人の請求権まで消滅していないとの立場は、韓国と日本の両政府が認識しているところであり、何より「協定」は過去の植民地支配や強制労働については対象外になっており、今回の裁判で求めているのは、過去の植民地支配や強制労働への謝罪である。鳥取県においては、朝鮮人とその家族が強制労働させられた岩美町荒金鉱山には、災害で生き埋めとなったその遺骨がそのままになっている。国に働きかけるだけでなく、県としても遺骨を祖国に返せるように手立てをとること。</p>	<p>遺骨の収集は国の責務であり、県独自の対応は考えていない。遺骨の収集と母国への返還が進むよう引き続き国へ要望を行う。</p>
<p>⑦核兵器禁止条約に批准するよう求めること。</p>	<p>核兵器禁止条約という、外交防衛上の課題は国の専権事項であり、国としての考え方の中で最終的に行動されるべきものである。</p>
<p><b>【原発・エネルギー】</b> ①原発ゼロの決断を政府に迫り、原発をベースロード電源とする第5次エネルギー基本計画の撤回を求め、計画は再生可能エネルギーを中心に行うよう求めること。</p>	<p>エネルギー政策は国の専管事項であり、その施策・方針は、エネルギー政策基本法に基づき国がエネルギー基本計画で定めている。 第5次エネルギー基本計画では、省エネの強化、再エネの最大限の導入、原発依存度を可能な限り低減することのほか、再エネが初めて主力電源として位置付けられた。 基本計画における再生可能エネルギーの導入目標数値は、エネルギーミックスの数値（22～24%）が据え置かれたままであり、再エネ比率を伸ばし、意欲的で高い再エネ導入目標を掲げるよう、本県も参加する自然エネルギー協議会で昨年12月に提言を行ったところである。 なお、島根原発のあり方については、有識者等の意見も伺いながら慎重に判断していく。</p>
<p>②島根原発1号機の稼働・2号機の再稼働に反対すること。中国電力との安全協定は鳥根県と同等の権限を確立したものに改定するよう求めること。</p>	<p>原子力発電所の稼働については、国に対し、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明するよう強く要望している。 中国電力との安全協定の改定については、これまで度重ねて申し入れてきたところである。昨年8月6日に島根原発3号機の新規制基準適合性審査申請に係る事前報告に対して回答した際の安全協定改定の申入れにおいて、2号機及び3号機の事前報告の可否に関して最終的な意見を留保していることを申し添えることによって、中国電力の対応如何によっては、最終的な判断に影響を及ぼし得るという趣旨を伝えているところである。 協定改定について、中国電力が自身の課題として解決されるよう、引き続き粘り強く米子市、境港市とともに求めていくとともに、国に対して重ねて、立地自治体と同等の安全協定へ改定するよう中国電力へ指導することを要望していく。</p>
<p>③使用済み核燃料や核廃棄物の埋め立て処理はしないよう求め、新たな処理の科学的知見研究を進めるよう求めること。</p>	<p>使用済み燃料等の対策については、安全の確保を大前提として、事業者の一層の取組を促すなど、国が前面に立ってその解決に取り組むとされており、県としては、国に対して使用済み燃料等の対策の進捗状況や今後の見通し等の説明と最新の科学的知見に基づく着実な取組を引き続き求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④自然再生エネルギーも、計画段階から情報を公開させ、環境基準を定めて、環境アセスの手続きの中に組み込むこと。また住民合意や環境保全と両立できる場所へのゾーニング誘導、地域経済への貢献などを、条例等でルール化すること。</p>	<p>環境影響評価図書の公開については、平成30年7月6日に国（経済産業省、環境省）に要望を行ったところであり、国の検討会（環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会）において、国民の情報アクセスの利便性向上等に向けた制度見直しを提言された。</p> <p>再生可能エネルギー施設については、現時点においても大規模な開発を伴う風力発電事業や太陽光発電事業などが環境影響評価法等の対象事業となるほか、その事業内容や規模、立地に応じて森林法や景観法など各個別法において規制されることとなる。</p> <p>再生可能エネルギーの導入に伴うルール策定については、独自に条例やガイドラインにより規制を設けている他県等の情報を収集するとともに、県内市町村と協議しながら検討することとしている。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの導入にあたっては、より地域の意向に沿った地域貢献の高い事業であることが望ましく、県が行う発電事業者向けの支援については、平成31年度当初予算から地域に貢献する取組の実施を補助要件とすることを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域エネルギー社会構築支援事業（発電事業者向け） 28,000千円</li> </ul>
<p>⑤鳥取県の場合、エネルギーの地産地消率3割は、ほぼ再生可能エネルギーで賄われており、その量は一般家庭全戸分にあたるとされている。企業や事業所自身の再生可能エネルギーによる自家発電・自己消費が促進できるよう支援制度を創設すること。</p>	<p>企業や事業所が行う再生可能エネルギーによる自家発電・自家消費の取組に対しては、国に支援制度（環境省「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」）があり、その活用を促したい。</p> <p>なお、県では市町村への間接補助として、一般家庭、事業所を問わず小規模発電設備等（10kW未満の太陽光発電システム、コージェネレーションシステム、太陽熱利用機器、薪ストーブ、定置用蓄電池等）の支援制度を設けているが、今後、企業や事業所の利用促進に向けて市町村等と意見交換してみたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域エネルギー社会構築支援事業（小規模発電設備等の支援） 34,800千円</li> </ul>
<p>【経済・消費税・税制】</p> <p>①県民所得も県内中小企業の経営も、決して良い状態とは言えない中、消費税10%は中止するよう国に求めること。免税業者に新たな負担を強いるインボイス制度の中止を求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引上げの中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、インボイス制度は、消費税の適正な課税をするために設けられる制度であり、複数税率においては必要不可欠な制度であること、免税事業者に対しては消費税率引上げから経過措置を含めた10年間の準備期間を設けられており、今後においても円滑な導入に向けた措置がとられるであろうことから、導入中止を求めることは考えていない。</p>
<p>②国の毎月勤労実態調査で従業員500人以上の企業の悉皆調査が抽出調査になっていた誤りが発覚した。その結果、雇用保険等が低く見積もられて支払われていたことも明らかになった。正しい実態と原因の解明と、不利益をこうむった人への正しい支払いを行うよう求めること。</p>	<p>現在、厚生労働省において、原因の調査を行うとともに、給付対象者毎に再計算を行い追加給付に向けて作業中と聞いており、国の責任において対処されるべきものと考えている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>③鳥取県内のマイナンバーカード申請率は11.8%、交付率は9.5%しかない。情報漏えいや管理に不安があるマイナンバー制度は廃止を求めること。</p>	<p>マイナンバーについては、カードを持たない方も含めて各種申請手続き時の添付書類の廃止等の申請に係る負担軽減につながっているところである。</p> <p>また、情報漏えいに対する対策は、制度面（罰則の強化、第三者機関による監視・監督の実施、番号利用時の本人確認の義務化など）とシステム面（個人情報の分散管理、インターネットからの完全分離など）の両面から個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じていることから、マイナンバー制度の廃止を国に求めることは考えていない。</p>
<p><b>【年金】</b> ① 年金削減を中止し、最低保障年金制度を求めること。</p>	<p>国において、将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう構築されているものであり、県として国に対する要望等は考えていない。</p>
<p>②介護保険料や住民税の年金天引きの強制をやめさせ、希望で普通徴収に変更できるようにすること。</p>	<p>介護保険料を年金から天引きする特別徴収を行うことについては、介護保険料の徴収事務の負担軽減から国において判断されたものであり、変更できるよう求めることは考えていない。</p> <p>公的年金等の所得に係る個人住民税の特別徴収については、平成20年度税制改正により、年金受給者の利便性の向上や市町村の徴収事務の効率化を図る観点から導入されたものであり、現行制度の変更を求めることは考えていない</p>
<p><b>【医療】</b> ①国民健康保険は、全国知事会が求めるように協会健保並みに引き下げるよう1兆円の財政支援を改めて国に求めること。</p>	<p>国の国保財政への支援の拡充については、これまでも機会あるごとに国に要望しており、今後も引き続き要望を行う。</p>
<p>②国保は、31年度の国保料最高額が3万円引き上がり96万円になろうとしているが、対象となる高所得といってもわずかな人数であり、これで保険料全体が引き下がることにはつながらない。むしろ県独自に保険料軽減のための財政支援を行うこと。</p>	<p>平成31年度からの賦課限度額の引上げは、負担能力に応じた保険料とすることを目的として見直しが行われているものであり、国に対する要望等は考えていない。また、県としては、既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担は考えていない。</p>
<p>③国保の激変緩和措置の有効活用で、保険料が上がる市町村がないように手立てをとること。</p>	<p>保険料は、最終的には市町村が決定することとなるが、県としては医療費適正化の取組を通じて医療費の抑制を図るとともに、被保険者への影響を考慮して激変緩和措置を講じることとしている。</p>
<p>④子どもの国保料の軽減措置に取り組むこと。</p>	<p>保険料に係る子どもの均等割のあり方の見直しについては、全国知事会を通して国に要望しており、国の検討状況を引き続き注視していく。</p>
<p>⑤国保料の統一の議論を始めるとしているが、保険料が上がるのが前提となる中での統一は、高い保険料での統一となり県民を苦しめることになる。保険料統一はやらないこと。</p>	<p>県内の被保険者の負担の公平性を確保する観点から、保険料水準の平準化については重要であると考え、検討を進めることとして、平成30年12月の国保運営協議会において了承を得たところ。</p> <p>ただし、保険料の統一については、医療費水準の取扱い、算定方式など様々な課題があり、市町村と引き続き協議していくこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥国保料滞納によるペナルティ（短期証や資格証の発行、人間ドックを受けさせないなど）をやらないよう市町村に求めること。また短期証の自治体窓口への留め置きがいまだに続いているが、保険証が被保険者の手元に届くよう指導すること。特別医療制度に対する国の国保へのペナルティは廃止するよう求め、国が廃止しない場合ペナルティの半分は県が負担すること。</p>	<p>資格証や短期保険証の交付等は、適切に保険料を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村においては被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識している。</p> <p>また、短期保険証の取扱いについては、適切に対面等で手渡しが行われるよう市町村との協議の中で助言等を行っていく。</p> <p>特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置については、引き続き機会があるごとに国へ全廃を要望していくこととしているが、国が廃止しない場合、引き続き、対応について市町村と協議していく。</p>
<p>⑦所得に関係なく負担となる、「均等割」「平等割」の廃止を求めること。また「資産割」廃止を求めること。</p>	<p>保険料の賦課には受益に応じた負担も必要であり、県として応益割（均等割、平等割）の廃止を求めていることは考えていない。</p> <p>資産割の適用については、市町村が判断するものであり、県として資産割の廃止を求めることは考えていない。</p>
<p>⑧貧困層や境界層など「恒常的な低所得」に対応した、国保の減免制度を創設すること。</p>	<p>保険料の減免制度については、法定の低所得者に対する減免制度があり、新たな制度を創設することは考えていない。</p>
<p>⑨国保料滞納への機械的な差し押さえをせず、滞納者の生活実態をつかんで、困窮者には処分を停止するなど、本来の徴税原則に沿った対応を徹底すること。</p>	<p>滞納処分の手続きは、国保財政の安定的な確保と負担の公平性確保の観点から必要と考えている。市町村は、滞納処分に当たり、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めているところであり、県としては、引き続き市町村に対し、滞納処分の手続きを適切に行うよう研修の実施や助言を行っていく。</p>
<p>⑩国保料の延滞金に減免制度を適用させること。</p>	<p>保険料に係る延滞金は、保険料を納期限までに納めていただくために設けられた必要な制度と考えており、県としてこれに減免制度を適用することを求めることは考えていない。</p>
<p>⑪国保法第44条にもとづく、生活困窮者への窓口負担（一部負担金）減免制度を積極的に推進すること。現在の制度は、「災害・失業等による収入激減、現在の収入が生活保護基準以下、預貯金が生活保護基準の3か月分以下、入院治療を受けている人」と、余りに対象が狭すぎる。この対象拡大を国に求め、自治体独自の対象拡大も推進し、県が独自支援をすること。</p>	<p>医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、特別な理由により、生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものである。</p> <p>国は収入減少の認定基準を通知により示しており、現段階で国にさらなる認定対象の拡大を求めること及び県として新たな財政負担は考えていない。</p>
<p>⑫国保や健康保険は窓口負担2割負担への軽減、70歳以上も元の1割負担に戻すよう求めること。</p>	<p>窓口負担のあり方については、国において、持続可能な制度となるよう負担能力に応じて決定されるものと考えており、県として負担割合の引下げ等について国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑬鳥取県地域医療ビジョンでの病床削減はあくまで参考値であり、病床削減を強要しないこと。またそのための県知事のペナルティを伴う権限（増床中止、稼働していない病床の削減を求める。従わない医療機関名の向上や補助金・公的融資の対象から除外、各種認定の取り消し）を発動しないこと。</p>	<p>地域医療構想の病床数は将来推計の参考値として試算したものであり、県としては各圏域で必要な医療が適切に確保されるよう医療関係者等の意見を聞きながら取組を進めていくとともに、地域医療構想の実現に向けた国の動きについては引き続きその動向を注視していきたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑭鳥取大学の地域枠を厚生労働省が削減しようとしている。鳥取大学が実施してきた一般枠への振り分けはできなくなり、2020年度から別枠での採用になるとのことだが、定員を充足することが目的化し、学生の学力低下が懸念されている。一般枠への振り分け方式も可能となるように働きかけること。また、そもそも、医師の絶対数が足りておらず、医学部の定員は減らさず、増やすように求めること。(フランスの7割、ドイツの6割しか日本の医師はおらず、OECD加盟国平均並みの医師数にするには医学部定員の1.5倍化が必要である。)</p>	<p>県内の医師数は不足しており、医師の安定的確保に向けた取組を充実するよう国に要望しており、引き続き要望していく。 なお、地域枠の入試方法及び一般枠への振り分けについては要望しない。</p>
<p>⑮75歳以上の後期高齢者医療保険制度は廃止し、元の老人医療制度に戻すよう求めること。また保険料特例軽減の廃止や、窓口負担の2割化など、これ以上の負担引き上げを止めるよう求めること。</p>	<p>後期高齢者医療制度については、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度とするために必要な制度であると考えており、県として老人保健制度に戻す等の国への要望は考えていない。 また、本制度の保険料軽減特例は、本制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであるため、廃止の中止を求めることは考えていない。</p>
<p>⑯高額療養費制度の所得区分を増やし、負担限度額の上限の引き下げ、限度額の設定を月ごとから月をまたがっても可能とし(治療ごと)とし、70歳未満の通院にも受領委任払い制度を導入すること。</p>	<p>高額療養費制度については、制度の持続可能性を高めるため、負担能力に応じた観点等から所得区分の変更など適時必要な見直しを図られているものであり、県として国へ制度変更を求めることは考えていない。</p>
<p>⑰生活困窮者への無料低額診療事業の対象に、院外薬局も含めるよう求め、県独自に支援を行うこと。また経済的困難のために、受診が送れ、手遅れで死亡する例が、県下の医療機関でどれくらい発生しているか、実態調査を行うこと。</p>	<p>無料低額診療事業は、国において医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、実態調査も含め、その検討状況を注視していく。県としては当該制度を県ホームページで周知している。</p>
<p>⑱県立中央病院が新築されたが、精神科の外来が一番奥にあり、他の診療科の外来患者の前を歩いていくのが苦痛との声が出ているので改善すること。また医療費支払いが全て機械となり、特に高齢者の患者がわかりにくい。人が配置されている支払い窓口を設置するか、支払い機械の前に案内人を配置すること。支払い明細は選択制ではなく全員に提示すること。患者情報の入力ミス(労災保険利用が登録されず過徴収など)や、診察室で、自己紹介もなく労災担当者が患者に説明をはじめ医師と違うことを話すなど、ミスやプライバシーなど人権に配慮が欠ける状況が散見されている。改善をはかること。県立中央病院は1名しか救急医がおらず、増員すること。</p>	<p>精神科外来の場所については、患者さんや付添の方が受診までの待合の間、気兼ねなく過ごしていただけるよう、担当医師に相談の上、他の患者様の通行がない一番奥に配置したものである。 3階に設置している2台の自動精算機については、支払患者の多い9時から14時まで説明者を配置した。2階に配置の1台の自動精算機については、案内係が巡回して利用者の方に説明している。また、医療費の支払いについては、原則、自動精算機で行っていただくこととしているが、2階の「患者支援センター」の窓口において、対面による支払もできる。これらの御案内は自動精算機横の看板等で御案内している。 診療明細書については、無料で発行することが義務化されているが、患者様が発行を希望されない場合もあるため選択制にしている。 患者情報の入力についての御指摘は、労災で治療がいったん終わった患者様が、痛みを訴えて再度受診された際に、通常診療として労災適用の計算を行わなかったもので、後に労働局に確認したところ、医師の判断により労災保険適用も可能とのことだったので、労災保険適用としたものである。今後は、医療計算の担当者に十分確認をするよう指導する。また、医師の許可なく診察室に入室することはないので、御指摘のケースは、労災事務に詳しい医師事務作業補助者ではないかと推察するが、患者様に不信感を与えないようプライバシー等には十分配慮する。 救急医の増員については、鳥取大学医学部に対して要請を行っているところであり、引き続き増員に努める。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>【介護・高齢者】</p> <p>①介護の要支援者のサービスをもとの保険給付にもどし、市町村総合事業への県独自の財政支援をし、従来通りの支援が受けられるようにすること。</p>	<p>要支援者については、総合事業において、従来と同様に介護専門職による予防給付（訪問介護・通所介護）相当のサービスが受けられる仕組みとなっており、要支援を保険給付に戻すよう求めることは考えていない。</p>
<p>②要介護1・2を特養の特養ホームの入所対象に戻すよう求めること。また要介護1・2の方が行き場がなくてこまっていないか調査すること。特養ホームは低年金でも入所が可能であるため待機者が1000人を超えている。抜本的に増設をすること。軽費老人ホーム（ケアハウス）の増設で低所得や高齢者・障害者などが住み慣れた町でくらすようにすること。</p>	<p>平成27年4月から特別養護老人ホームの新規入所者については、原則要介護3以上の者とされた。これは、より入所の必要性の高い高齢者が入所しやすくなるよう、中重度の要介護高齢者を支える施設として機能の重点化を図ったものであり、従前の運用に戻すよう国に求める考えはない。</p> <p>特別養護老人ホームの入所については、要介護1、2の者であっても居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者については特例入所が認められている。</p> <p>特別養護老人ホームの増設については、市町村の意見を聞きながら検討していく。</p>
<p>③介護保険の生活援助利用回数を自主規制している市町村がある。実態調査をし、安易に回数制限しないよう、指導すること。</p>	<p>平成30年10月から、生活援助のケアプランについて、市町村への届出制及び地域ケア会議で検証を行う取組が始まっているが、これは利用者の自立支援等の観点からケアプランを点検する目的であり、利用抑制を意図したものではない。各保険者、事業者に対して、介護報酬改定に係る事業者説明会等を通じて、取組の趣旨等について周知している。</p>
<p>④療養病床廃止後の受け皿の一つとされている介護医療院の制度がスタートしているが、医療的ケアを必要とする要介護者の受け皿としての機能や役割が守られているのかを点検し、従来通りの医療的ケアができるよう体制を支援すること。</p>	<p>介護医療院での医療的ケアについては、実地指導等により、適切なサービス提供体制を確認していく。</p>
<p>⑤介護保健利用料の2割負担、3割負担の撤回を求め、これまで行われた施設の食費居住費の負担増を元に戻すよう求めること。介護保険料・利用料の県独自の軽減制度を創設すること。介護保険料の滞納へのペナルティは、いったん利用料の全額負担を求めたり、3割も負担を求めたりすれば、生活そのものが破壊される。中止すること。</p>	<p>負担増については、介護を要する高齢者が増加し、今後介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続するためには、一定以上の所得のある方については、相応の負担をいただくよう国において判断されたものであり、撤回を求めることは考えていない。</p> <p>急激な収入減に対応した減免制度及び低所得者への利用料の減免制度の拡充については、介護保険制度上、低所得高齢者への配慮が既に制度化されていることから、県独自の減免制度は考えていない。</p> <p>また、保険料滞納に対する措置については、介護保険料の滞納対策及び費用負担の公平性の観点から必要なものと考えており、見直しを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥2015年に2.27%（介護職の特例加算をのぞいたら4.48%）も大幅削減された介護報酬を元に戻すよう求めること。介護保険の利用料に跳ね返らないよう、介護労働者の処遇改善の抜本的加算を行うこと。</p>	<p>平成30年4月から介護報酬が0.54%引き上げられ、平成31年10月には消費税率引上げへの対応、介護職員の処遇改善のために介護報酬の引上げ（2.12%）が予定されており、平成27年のマイナス改定に対して要望する考えはない。また、平成31年10月には消費税率引上げにあわせて、「新しい経済政策パッケージ（2017年12月8日閣議決定）」に基づき、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士等に対して月額平均8万円相当の処遇改善が行われる予定である。</p>
<p>⑦介護保険の国庫負担率の引き上げを求めること。</p>	<p>介護保険制度は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されている。介護保険制度が、国民の共同連帯の理念に基づき創設された社会保険制度である以上、適切な役割分担の下、各市町村が給付と負担のバランスを考慮しつつ制度運営するのが基本であり、国に対し国庫負担率の引き上げを求める考えはない。</p>
<p>⑧福祉人材養成の専門学校的大幅な定員われが続いている。介護職に対するイメージアップの教育だけでなく、介護職の給与引き上げや、学校の就学資金が複数活用できるようにすること。</p>	<p>介護報酬については、全国一律の保険制度として国において適切に検討、設定されるものである。また、現在、国の補助事業を活用して実施している修学資金貸付事業については、国要綱等で、既に他の国補助事業等を活用している者、就業訓練を利用する者及び他の都道府県から貸付を受けている者は併用できないとされている。この他の修学資金の活用については、個々の修学資金の支給条件等を踏まえながら、個別具体的に判断されるものと考えている。</p>
<p><b>【障害児・者】</b> ①障害者総合福祉法の制定を求め、障害者への応益負担は速やかに廃止し、利用料は無料とするよう求めること。総合支援法の介護保険優先の原則を廃止し、障害者支援も選択できるように求めること。</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、低所得者に対する配慮がなされている。国には引き続き重度者対応の拡充などを求めるとともに、地域生活支援事業における財源確保について要望していく。</p>
<p>②鳥取県障害者特別医療は元の無料にもどすこと。精神障害2級も県特別医療の対象にすること。</p>	<p>自己負担の導入を行ったことにより、特別医療費助成制度の持続性を高める事ができたと考えている。負担できる方には一定の自己負担をお願いしながら、今後も安定した制度として継続させていきたい。</p>
<p>③障害者就労支援B型作業所の報酬が、平均月額工賃によってランクわけされ、事業所の経営が困難になっている。居場所として維持できるよう県独自の支援や、工賃助成を行うこと。</p>	<p>障がい者が安心して事業所に通える体制の構築をより一層進めるよう、障がいの特性に対応した作業のマッチングや切り出しを行うコーディネーターの配置や、新商品開発助成、運転資金貸付利子補助などが引き続き実施できるよう、当初予算で検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業 8,095千円</li> <li>・障がい者の働き・自立のための工賃向上事業 25,832千円</li> </ul>
<p>④重度障害者医療型ショートステイの空床保障を復活させること。</p>	<p>医療型ショートステイ整備等事業において空床保障制度を廃止したのは、利用実績が低いこと、実施医療機関での空床確保が難しくなったこと等の理由によるものである。現在は、医療型ショートステイが実施可能な医療機関を拡大することによって、利用者の利便性の向上を図ることとしており、利用者の有無にかかわらず公費支出が伴う空床確保については、復活させることは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 13,312千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤障害児放課後デイサービスの報酬削減への聞き取り調査をし、国に改善を求め、削減された報酬を補う県独自の支援制度を検討すること。また現場では質を高めるため、支援管理責任者研修は療育の専門研修を入れ、療育内容を学校と連携できるようにすること。</p>	<p>現時点でサービス事業所からは具体的な要望等は聞いていないが、この度の報酬改定によって利用者や事業者に不利益が生じていないかどうか、調査を実施する予定である。なお、国への改善要求等については、当該調査の結果を踏まえて判断したい。</p> <p>また、児童発達支援管理責任者研修は、国が定めたカリキュラムに沿って実施しており、個別支援計画の作成やマネジメント手法のほか、障がい特性の理解や子どもの発達状況等の療育的な専門研修を既に取り入れて実施しているところである。</p> <p>併せて、児童にとっては、放課後等デイサービス事業所と学校との連携がスムーズに行われることにより、よりよい支援が受けられることから、今後も両者の連携がスムーズになるよう働きかけていきたい。</p> <p>・障がい児者事業所職員等研修事業（放課後等デイサービス事業所運営充実研修） 278千円</p>
<p>⑥障害児の親亡き後の暮らしや住まいへの心配の声がでている。障害に応じた、グループホームやケアホームを、抜本的に増やすこと。</p>	<p>グループホームの創設など地域生活支援に資する施設整備を推進するため、国経済対策を活用した2月補正予算での対応を検討中である。</p> <p>・【2月補正】鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 585,264千円</p>
<p>⑦通級指導教室を増やすこと。</p>	<p>通級指導教室については、国が平成29年度から措置される基礎定数化に加え、現状を踏まえた加配措置の要求を行っているところであり、平成30年度も前年度から小学校で2学級、中学校で1学級増加するなど、少しずつ必要な定数を増やしてきているところである。引き続き、市町村からの要望を踏まえて、国に要望していきたい。</p>
<p>⑧精神障害者を運賃割引制度の対象にするよう、各交通機関に求めること。</p>	<p>タクシー事業者等に対し、他の障がい者と同様に取り扱うよう働きかけるなど、理解を求めていく。</p>
<p>⑨手話言語法、情報コミュニケーション法の制定を求めること。</p>	<p>「手話言語法（仮称）」については、県としても、手話を広める知事の会の活動としても引き続き、国に働きかけを行っていく。</p>
<p>⑩精神障害の夜間救急は、当番救急外来があっても、障害者本人があばれたり、家族に暴力を振るっていても、入院を断られた事例がある。こうした場合は、病院までの移動や、受付の親身な対応、そして入院できるようにすべきである。</p>	<p>県では、夜間・休日に精神科医療が必要になった方に対し適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の整備を行っている。</p> <p>・精神科救急医療体制整備事業費 59,735千円</p>
<p>【生活保護】 ①これ以上の生活保護の削減は止めるよう求めること。</p>	<p>生活保護基準については、国の社会保障審議会の報告書を踏まえ、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止を求めることは考えていない。</p>
<p>②母子加算の減額を止め、高齢加算の復活、期末一時扶助、住宅扶助や冬季加算の回復と増額、夏期加算の創設を求めること。猛暑が予想され、エアコン設置支援を継続し、すべての生活保護世帯を対象にするよう求めること。また県独自のエアコン設置支援制度を創設すること。国の冬季加算が削減されており、それを補うためにも夏季見舞金のように常設の県独自の福祉灯油制度を創設すること。</p>	<p>生活保護における各種扶助・加算の基準は、国が責任をもって設定するものである。県としては、生活保護基準の設定について地域の実態を考慮すること、夏季加算の創設について引き続き国に要望していく。</p> <p>また、生活保護世帯や低所得者世帯等の個別世帯への支援は、住民生活状況を把握する市町村において検討されるべきものであり、県内市町村からエアコン設置や灯油購入に関する支援が必要との意見は聞いていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③プライバシーなどの人権侵害になる市町村の生活保護窓口への監視カメラ設置をやめるよう指導すること。	市町村福祉事務所が防犯の観点から対策を講じられているものであり、撤去を指導することは考えていない。
④生活保護世帯が安価で入居できる公営住宅などの整備をすすめること。	<p>県営住宅については、長期的な人口、世帯数の減少が見込まれている状況から新たな整備は行わない方針としている。なお、生活保護世帯を含む住宅確保要配慮者に対しては、あんしん賃貸支援事業により民間賃貸住宅の紹介を行っている。今後は、新たな住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅の登録戸数の増加を図るとともに、現在鳥取市のみで実施している登録住宅に対する家賃助成等を他の市町村でも実施されるよう働きかけている。</p> <p>・住生活向上・安定化確保事業 10,887千円</p>
<p>【子ども・子育て・子どもの貧困・教育・若者】</p> <p>①中学卒業までの児童手当を高校卒の18歳まで延長するよう求めること。</p>	<p>児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付であり、子育て税制と並列の枠組みで、国の責任において実施されるものであるため、県として支給期間の延長を求める予定はない。</p>
②子どもの医療費を18歳まで完全無料にすること。	<p>小児特別医療費助成については、平成28年4月以降は18歳になった最初の年度末までに拡大したところであり、平成29年4月から訪問看護に関する医療費も助成対象としたところである。</p> <p>窓口負担をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。</p> <p>・特別医療費助成事業費（小児） 908,129千円</p>
③就学援助への県の独自支援をすること。子どものいる世帯に就学援助制度を周知すること。	<p>義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされている。</p> <p>市町村が行う要保護者への就学援助に対しては国庫補助が行われており、国において社会情勢や他の支給制度とのバランスを考慮しながら単価が決定されているため、県として国に働きかけたり、独自に支援したりすることは考えていない。</p> <p>また、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたものであり、県として国庫補助の復活・拡充を働きかけたり、独自に支援したりすることは考えていない。</p> <p>子どものいる世帯への就学援助制度周知については、進級時の書類配布や、教育委員会のウェブサイト掲示、就学時健診及び入学説明会等の場における説明などによって、県内全市町村で行われている。</p> <p>高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設けて高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、制度の周知を図っているところである。</p>
④保育料は第一子から無償化とすること。その際給食費も無料とし、現在国・県が行っている第3子や第2子の無料化制度や中山間地域保育料無料化制度は、今までどおり給食費無料を継続すること。	<p>2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定され、3歳以上児及び低所得世帯の3歳未満児の保育料は無償となり保護者の大幅な経済的負担軽減が図られること、全児童の保育料無償化は県・市町村ともに相当の財政負担を伴うことから、第1子への拡充は考えていない。</p> <p>また、保育所等で提供する給食に要する費用のうち食材料費については、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担していること、年収360万円未満相当の世帯については副食費を免除する方針が示されていることから、給食費に対する支援を実施する予定はない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤鳥取県内の保育所待機児童が103人になっている。保育所設置最低基準を満たす認可保育所を増やすこと。企業主導型保育は非常に不安定なものであり、県・市町村の子ども子育て支援計画の供給計画に算入しないこと。</p>	<p>保育の量の確保策については、市町村が保護者等を含む子ども子育て会議において、地域の実情を踏まえて決定されるものであり、認可保育所中心に整備を進めるよう市町村に求めることは考えていない。</p>
<p>⑥保育士が足りず有効求人倍率が3倍を超えた。保育士の処遇改善を求め、県独自にも実施すること。保育士資格のない子育て支援員のこれ以上の配置延長はしないこと。4・5歳児の保育士配置加配を行い、30:1を20:1または25:1に改善すること。正規保育士を増やせるよう県が支援すること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、国制度である全ての職員を対象とした平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算の活用を促進する。また、県制度においては1歳児加配保育士を中心に正規職員単価で人件費を支援し、雇用の安定による処遇改善を図るよう今年度運用を改善したところであり、引き続き制度の活用により処遇改善を図るよう働きかけていく。</p> <p>保育士等の配置基準に係る弾力化は、子育て支援員等の配置状況や効果、課題等について調査を行い、適用期限延長の可否を判断する予定である。</p> <p>4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付費負担金 2,721,088千円</li> <li>・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 189,147千円</li> </ul>
<p>⑦学童保育の待機児童がでている。学童保育を増やすため、臨時的に引き上げられた国の施設整備補助金の継続を求め、国が通常の補助金にもどした場合、県が国同等に補助率を引き上げ施設整備を応援すること。指導員が不足しているが、2名の必置を1名に緩和するのではなく、県独自の処遇改善1万5千円の更なる嵩上げを行い、指導員が確保できるようにすること。学童保育料の軽減制度、せめて母子家庭や同時入所の場合の軽減制度を創設すること。外国人の子どもや保護者への対応がなされるようにすること。</p>	<p>放課後児童クラブの待機児童数については、国の調査要領に基づき市町村を通じて毎年調査を行っており、待機児童数についても把握している。待機児童が発生している場合など一定の条件を満たす放課後児童クラブの施設整備に対し補助負担率の嵩上げがされる国の制度は平成29、30年度に引き続き31年度も継続される予定であり、当該制度も活用しながら、調査結果を踏まえた市町村の施設整備を支援する。</p> <p>処遇改善については、県のほか国の制度による処遇改善事業もあるが、いずれにしても事業主体である市町村の負担もあることから更なる単価の嵩上げは考えていない。</p> <p>放課後児童クラブの利用料は、市町村又は運営する民間団体が定めており、利用料水準を抑えているため新たな軽減措置を必要としないクラブがある一方で、実務的な課題により軽減できないクラブもあり、県として統一的な軽減制度を設けることは考えていない。</p> <p>放課後児童クラブの運営主体は基本的に市町村であるが、外国人の子どもや保護者に対し、通訳士の派遣や配置などの対応が必要との状況は現在のところ市町村からは聞いていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ設置促進事業 27,209千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑧児童扶養手当の支給額の抜本的引き上げや所得制限の見直しを求め、第一子のみ世帯にも支援を拡充し、全ての子どもに1万円を加算額を1万円に引き上げること。年3回払いを毎月支給にし、支給18歳までから20歳まで拡大すること。</p>	<p>児童扶養手当の支給額をはじめとする制度設計については、国において、社会情勢や他の給付制度とのバランスを考慮しながら決定されるため、現状においては、支給額の抜本的な引上げや所得制限の見直し、第一子のみ世帯への支援拡充や全ての子どもに対する加算額の1万円の引上げ、支給回数を毎月とし、支給年齢を20歳に延長する等の制度見直しを求めることは考えていない。</p> <p>なお、平成30年8月分の支給額から、児童扶養手当の全部が支給される世帯に対する所得制限の見直しが行われたところであり、平成31年度においては、現行、4か月毎に年3回支給される支給回数が、平成31年1月支給分から2か月毎の支給に変更され、年6回の支給回数に見直される予定である。</p> <p>・児童扶養手当支給事業 77,825千円</p>
<p>⑨未婚のシングルマザーへの寡婦控除が適用されるようにすること。またみなし寡婦控除の徹底をすること。ひとり親家庭の親の特別医療費助成は所得制限を撤廃すること。</p>	<p>未婚のシングルマザーへの寡婦控除の適用は、税制改正において検討されたが、その適用は見送られ、来年度の税制改正において再度議論されることとされたため、引き続き、その動向を注視していきたい。なお、住民税が非課税となる所得水準については、未婚のひとり親も婚姻歴があるひとり親の場合と同水準に緩和されることとされ、平成31年度においては、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の措置として、17,500円が給付される予定である。</p> <p>児童扶養手当をはじめとする各種制度において、平成30年度から寡婦控除のみなし適用がなされている施策については、引き続き、その運用を徹底する。</p> <p>ひとり親家庭の親に対する特別医療費助成制度の所得要件は、将来にわたって持続可能な制度とするために、一定の所得要件は必要であると考えているため、その撤廃は考えていない。</p>
<p>⑩育児休業中の所得を3か月は100%とし、育児を労務提供期間に参入して退職金等に反映させ、有給の「家族休暇制度」を創設すること。介護休業中の社会保険料を免除し、所得補償をすること。</p>	<p>育児・介護休業制度の充実、所得補償の拡大など支援策の拡充について、引き続き国に要望していく。</p>
<p>⑪学校保健制度は、償還払いであるため、いったん払う治療費が多くなって大変という事例がある。(例：駅伝でけがをして、入院も含めて16万円かかった)。受療委任払いができないか検討をすること。また立替払い制度ができないか検討をすること。</p>	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済に加入している児童生徒は、学校管理下における疾病・死亡の場合に医療費や死亡見舞金等の災害給付を受けることができる。</p> <p>この制度は、保護者が、医療機関が発行した証明書等に基づいて、学校及び学校の設置者を經由して給付金を請求し、上記センターが審査して支給額を決定した上で、児童生徒の保護者に支払うものであり、疾病の治療に要する費用については保護者が負担することが前提となっているため、制度の変更は考えていない。</p>
<p>⑫学校給食費の無償化のため県が独自支援をすること。</p>	<p>学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者が負担し、学校給食費(食材費)については保護者が負担することとされており、支援については考えていない。</p>
<p>⑬高校通学費支援を実施すること。</p>	<p>各町村の制度の状況や通学の実態等を調査して、制度設計が可能かどうか考えていきたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
⑭高校授業料の完全無償化をすること。	国の就学支援金制度について、必要に応じて現制度の拡充等について国に求めていく。
⑮高校の奨学給付金は、4月当初から使えるよう、前倒し支払いを実施すること。またそれができるよう県が立替払いすること。	高校生等奨学給付金は、国の補助制度であり、毎年7月1日時点の所得や扶養状況に応じて給付の可否や給付額が決定される。このため、見込みで4月に前倒して給付すると、後で給付金を返還しなければならない方が少なからず発生し、複数の子どもがいる場合には数十万円を返還しなければならないことにもなる。このように、高校生等奨学給付金を前倒して給付することには大きな問題があるため、実施は考えていない。
⑯大学学費の無料化と、給付制奨学金を広げるよう国に求めること。また県独自の給付制奨学金制度を創設すること。社会的養護の若者には速やかに給付制奨学金の支給対象にすること。国の学生支援機構の奨学金の保証人制度を保証料支払いに統一する動きがあるが、保証料の天引きで奨学金が目減りすることに加え、返済不能になれば、奨学金の返済義務から免れることができなくなる。従来の選択制を残し、返済免除制度を充実すること。	<p>子どもたちが経済的な理由により大学等への進学を諦めることがないよう、給付型奨学金をはじめとする修学支援制度の一層の充実を図ることについて、昨年7月に国に要望したところであり、今後も状況を見ながら必要な要望を行っていく。</p> <p>本県では地元企業に就職した学生が借り入れた奨学金の返還を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を既に設けて拡充等を図ってきているところであり、現時点で新たに独自の給付型奨学金制度を設けることは考えていない。</p> <p>国の給付型奨学金では、児童養護施設出身者等の社会的養護を必要とする方も対象とされている。</p> <p>学生支援機構の奨学金については、滞納解消等のため機関保証制度への統一が行われる見込みであるが、鳥取県育英奨学資金については、保証人制度を継続することとしている。</p>
⑰各種学校や専門学校の学費助成や奨学金制度（修学支援金制度）を創設すること。教員が不足しており、鳥取県で就職すれば返済不要となる奨学金制度や修学支援金制度を創設すること。保育士が不足しているが、保育士の学費支援には、鳥取で就職すれば奨学金の返済を半額助成する未来人材育成基金があるが、民間保育所に就職する場合に限定されている。就職先を限定されていない鳥取短大奨学金があるが、所得制限がある。所得制限を撤廃し、他の学校にも拡大すること。	<p>保育士養成校に県内出身の進学する学生を対象とした新たな修学資金貸付制度の創設について、平成30年度2月補正予算及び当初予算による対応を検討している。</p> <p>鳥取短期大学向けの修学資金貸付事業については、県立保育専門学院の廃止に伴い保育士の養成機能を移すための措置として県議会での議論を踏まえて創設した制度であり、所得制限の撤廃は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保対策強化事業 13,440千円（当初予算）</li> <li>・【2月補正】保育士確保対策強化事業 127,670千円（国二次補正予算）</li> <li>・鳥取県保育士等修学資金貸付事業 31,560千円</li> </ul>
⑱スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、小中学校全校に正職員を配置すること。	<p>現在、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校に配置し、校区小学校の相談にもあたっており、すべての学校の相談に対応できる体制を整えている。また、平成31年度については、配置時間数を増やし、小学校における対応の充実を図っていく。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの小・中学校への配置は、市町村教育委員会が行っており、平成31年度は、全19市町村でスクールソーシャルワーカーが配置される予定である。</p>
⑲30人以下学級の実施、また標準法に基づいて教員を増員すること。非正規の講師ではなく、正規採用とし、講師の制採用への道を確保すること。教員の奨学金返済免除制度を創設すること。	<p>本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきた。今後は少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。なお、標準法による少人数学級拡充については、国に対して本年度も7月と12月に要望したところである。</p> <p>また、教員を対象とした奨学金の免除制度の創設については、現時点では考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②①教員の働き方は、義務化される労働時間の把握を実施すること。残業は大臣告示の週 45 時間に規制し、残業代を払うこと。一日の労働時間が増える変形労働制導入は中止を求めること。週 1 日しかない県「高校部活動」休養日は、スポーツ庁ガイドラインに沿って週 2 日にすること。</p>	<p>平成 29 年度末に、教職員の働き方改革に係る基本方針となる「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務が月 80 時間を超える教職員の解消と一人当たり時間外業務時間数を 3 年間で 25%削減することを目標として導入し、教員の負担を軽減する取組を推進しているところである。勤務時間の把握についても、勤怠管理システムによる打刻管理等により時間外業務の状況を含め把握に努めており、勤務時間の上限の方針及び新たな変形労働時間制については、このたびの中央教育審議会答申を踏まえ、市町村教育委員会と連携して対応を検討していきたい。</p> <p>なお、給特法に基づく教職調整額支給の在り方については、引き続き国における検討を注視していく。</p> <p>運動部活動については、県及び県教育委員会で、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定したガイドラインを受け、各校長会、各体育連盟、各競技団体、体育協会等、運動部活動関係者と議論を重ね、12月に「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を策定した。この中で定めている高等学校の運動部活動の休養日の基準は、高校生の心身の発達段階や県全体のスポーツ振興、競技力向上なども総合的に判断し本県独自の方針としたが、これは休養日の基準であるので、学校の実態に応じて休養日を週 2 日以上にするなど必要な手立てを講じていただきたいと考えている。</p>
<p>②①教師と子どもを追い込む全国学力テストと、教員免許更新制度の廃止を求めること。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、次のような目的で行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること</li> <li>②学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てること</li> <li>③これらの取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること</li> </ul> <p>学力向上に向けて、「データを基に自校の児童生徒の課題を明確にし、課題の改善を図るために PDCA サイクルを確立すること」が必要であり、全国学力・学習状況調査はその効果的なツールとなり得ることから、廃止を求める予定はない。</p> <p>教員免許更新制については、教員の資質・能力を一定以上に担保するための重要な制度と考えられるため、国へ廃止の要望等を行うことは考えていない。なお、教員の受講機会の利便性向上のため、県内で更新講習を開設している大学と連携し、開催時期の調整等を行っている。</p>
<p>②②教員の評価制度を手当てに反映させるのはやめること。</p>	<p>評価・育成制度は、地方公務員法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教職員の人材育成及び資質向上により、学校教育の一層の充実を図る目的で実施し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しているもので、給与への反映を廃止することは考えていない。</p>
<p>②③不登校が増え続けているが、なぜ子どもが行きたくない学校になっているのか、その原因を一つ一つ明らかにし、改善をはかること。</p>	<p>不登校の要因は多様で、子どもたちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など、子どもたちの置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている。</p> <p>県教育委員会としては、多様化・複雑化している要因に対応するためにも、学校における教育相談体制の更なる充実が必要であると考え、平成 30 年 7 月に「教育相談体制充実のための手引き」を市町村教育委員会及び県内全ての学校に通知し、一人一人の児童生徒の気になる状況を学校の教育相談体制において早期に発見するとともに、その要因を明らかにした上で、早期に対応していくことを進めている。</p> <p>また、安心・安全な学級づくり・学校づくりについても、さらに充実させていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②高校入試に内申点を反映させることは、子どもを大人に従わせ、「良い子」を装わせるものであり、人格形成に弊害をもたらしている。また過去の行動の点数は変えることができず、失敗から学び自らを変えていくという教育本来の役割を否定することにもなる。内心点を高校入試に反映させることはやめること。</p>	<p>高校入試における調査書については、平素の学習成果や学習状況を把握するものであって、検査当日の学力検査では把握できない内容を含んでおり、今後も引き続き、高校入試の判定の要件としていく。</p>
<p><b>【働き方・雇用】</b> ①中小企業への抜本的支援強化（減税や社会保険料事業主負担軽減、賃金助成など）とセットで最低賃金の引き上げ、全国一律最低1000円以上、1500円の引き上げを求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専決事項である。</p>
<p>②残業代ゼロ法＝高度プロフェSSIONAL制度は、労働時間規制を取り払う過労死促進法ともいえる危険なものであり廃止を求めること。また残業時間は、従来の厚生労働大臣告示の「週15時間、月45時間、年360時間」の法制化であり、「2～6か月の平均で月80時間」「繁忙期で100時間」の過労死ラインの残業容認は削除し、11時間のインターバル確保を法律に明記するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。なお、県では「とっとり働き方改革支援センター」における相談対応や専門家派遣、セミナーによる普及啓発、労働環境整備等に対する融資・補助制度等、県内事業者の働き方改革に資する施策を展開しており、長時間労働の是正に向けた取組を促進していく。</p>
<p>③ブラック企業をなくすため、サービス残業は不払い残業代2倍の罰則設定、採用数と離職数の公表を新卒の求人だけでなく全ての求人への義務づけ、パワハラ企業への指導・勧告・公表の義務化を求めること。県庁内のパワハラ・セクハラについて厳しく対応すること。</p>	<p>県庁内のハラスメント防止対策については、研修会や防止のしおり作成などにより職員の意識啓発を行うとともに、実際に発生した場合のため、相談窓口やハラスメント防止委員会を設置し、相談者からの相談に対応するとともに、加害職員等への指導、助言や再発防止策の検討などに取り組んでいるところである。</p> <p>また、ハラスメント行為の内容や程度によっては、ハラスメント防止委員会から人事当局へ処分の要請を行うなど、厳正な対応をとることとしている。</p> <p>・職員労働安全衛生・福利厚生費（働きやすい職場環境づくりの推進） 526千円</p> <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。なお、パワハラについては、国は平成30年12月に審議会で示された報告書に基づき、労働施策総合推進法を改正しパワハラ防止規定を盛り込む方針である。</p>
<p>④解雇を規制するため、最高裁判例の「整理解雇4要件」（①人員削減の必要性、②解雇回避努力義務、③人選の合理性、④解雇手続きの妥当性）の法律への明記を求めること。</p>	<p>最高裁判例による「整理解雇4要件」を踏まえて、現行の労働者契約法第16条（解雇）の規定が定められていることから、法律への明記は国会において判断されるべきことと考える。</p>
<p>⑤労働者派遣法の抜本改正を求め、派遣労働は臨時的・一時的業務に限定すること。また、県庁受付の労働者派遣はやめ、正規の直接雇用に変えること。</p>	<p>平成27年9月の労働者派遣法改正により、「派遣労働という働き方、及びその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とする」という考えに基づき、「すべての業務で派遣可能期間が原則3年を限度」に見直されたところであり、引き続き国の法改正の動向を注視していく。</p> <p>また、公共サービスの維持・向上を図りながら持続可能な行政体制とするためには、民間活力の導入が必要であり、県庁受付業務についても、その一環として取り組んでいるところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥2013年4月から、雇用契約が5年を超える場合は無期雇用契約に転換される改正労働契約法が全面実施され、2018年から無期転換が実施されているが、県も改正法にそった対応をすること。	地方公務員には労働契約法の適用がなく、現に任用されている臨時・非常勤職員等の正職員への転換は地方公務員法の平等取扱いの原則に抵触することとなる。
⑦税金投入した誘致企業の労働法制違反の実態を明らかにし、違反が複数回にわたった場合は補助金返還を求めること。企業立地補助金対象事業所は法令違反や正社員化や対等待遇の実施状況を判断基準とすること。	企業立地等事業助成条例の規定（「事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。」）に基づき、書類送検をされる等により企業名が公表された場合、当該企業に事実確認・調査の上、明らかに事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められた場合は、事業完了からの経過期間、違反の悪質性や是正状況・再発防止等を総合的に勘案して補助金返還の可否を判断することとしている。
⑧県庁の臨職・非常勤職員の賃金を引き上げ、正規雇用化を図ること。導入される会計年度任用職員制度によって、従来の非常勤職員が不利益を被ったり、解雇されたりしないようにすること。各地で、制度導入に伴って国からの人件費の交付金が削減されることを契機に、県業務の包括委託導入が各地で検討され、大幅解雇になろうとしている例が出ているが、鳥取県では公共サービスの民間解放やそれにとまなう非常勤職員の解雇はしないこと。	本県では、これまでも臨時・非常勤職員の勤務条件の改善に努めてきたところであり、会計年度任用職員制度の切り替えに当たっても、法の趣旨を踏まえて適切に対応していく。なお、正職員の採用に当たっては、県の非常勤職員等の勤務経験を含む民間等経験者採用試験を実施するなど、本人の能力・意欲に応じた任用の仕組みを導入している。 また、本県では、民間における雇用創出による地域経済の活性化と、将来に向けた地域と行政がともに持続可能となる仕組みの構築を目的に、従前から公共サービスへの民間活力の積極的な活用を進めているが、会計年度任用職員制度の導入は非正規雇用の適正化等を目的とするものであり、各々の目的が異なるものである。
⑨雇用保険は、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の格差をなくし、支給開始までの7日間の待機期間と3か月の給付制限期間をなくすこと。再就職を保障するため、有給の職業訓練の拡充など、訓練中の生活援助を抜本的に強化すること。失業者の住宅保証を充実させるため、現在の離職者向け県営住宅の枠戸数を増やすこと。	失業した労働者に失業給付を行い、生活を経済的に支えるとともに再就職を促進する目的の雇用保険制度は、国の専管事務である。 なお、求職者の早期再就職を支援するため、事務・介護などの各種職業訓練を実施しているほか、職業訓練の受講者に対する保育料等の助成や就職が困難な者への訓練手当の支給など、様々な支援制度を設けており、これ以上の制度拡充は考えていない。 離職者向け住宅は、大規模改修等を実施するため政策的に空き家としている県営住宅を目的外使用許可により、離職者に提供しており、戸数も十分確保できている。（現在、入居中の離職者はなし。）
⑩働く人たちが連帯して自ら受け皿をつくり、仕事を作り出す「協同労働の協同組合」（労働者協同組合）の労働者性を確保した根拠法の制定を求めること。	「協同労働の協同組合」（労働者協同組合）に係る法令は、平成20年2月に超党派の衆参両院議員により「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える」議員連盟が設立され、平成21年6月には衆議院法制局が作成した「労働協同組合法案（仮称）」が公表された。その後、平成29年5月には政府与党内にも「与党協働労働の法制化に関するワーキングチーム」が設置され法制化に向けて検討されているところであり、国の動向を注視していく。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>【中小企業】</p> <p>① 5人未満の小事業所の声を直接聞き、実態調査をし（岩美町では実施）、それを反映させた（中）小企業振興条例に実らせること。県経営革新計画だけでなく、新たな事業展開がなくても、固定費支援をして、事業が継続できるよう、支援制度を創設すること。</p>	<p>小規模事業所の実態については、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途のアンケート調査等を行うことは考えていない。また、鳥取県では、県内で小規模事業者が多数を占めることを当然のことと認識した上で、企業規模や産業分野に応じて細分化せず、県内産業全体の育成・振興を目標とする鳥取県産業振興条例が平成23年に議員提案により制定されたところである。</p> <p>また、中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発などの取組を積極的に行う企業を奨励するものであり、中小企業の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>
<p>② 下請法にもとづき、下請けいじめをなくし、公正な取引となるよう、発覚した際には、厳しく是正勧告を求めること。下請振興法にもとづく、適正な単価保障のための「振興基準」は、労働条件の改善や下請け中小企業の適正な利益がでるように、親企業と下請け企業が協議して決定することになっているが、適正なものになっているか調査し、実行性あるものとする。</p>	<p>県においては、中小企業者が下請け等、取引上の相談を受けるため（公財）鳥取県産業振興機構に設置している「下請けかけこみ寺」と連携を図りながら、中小企業の経営安定、体質強化に向け、補助金や融資などの支援策を当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県版経営革新総合支援事業 701, 735千円</li> <li>・企業自立サポート事業 690, 667千円</li> </ul>
<p>③ 地域金融活性化条例を制定し、金融機関の地域への貢献を義務付けること。</p>	<p>金融機関の検査・監督は、国（金融庁）の専権事項であり、取引先の経営改善を実現した件数など地域経済への貢献度を金融機関に公開するよう求めている。このことから、県として条例制定する考えはない。</p>
<p>④ 信用保証の在り方を見直し、すべての中小企業が使える「一般保証」制度に導入された「部分保証」を廃止し、セーフティーネット保障（5号：不況業種）の「部分保証」への改悪を元に戻し、全額保証とすること。</p>	<p>部分保証は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対して適切な支援を行うことを目的として金融機関にも貸し手として責任ある立場を求めるため導入されたものであり、金融機関による経営支援への取組強化が期待できるなど、一概に問題があるものではないと考える。</p> <p>また、大規模な経済危機、災害等に際しては、100%保証の危機関連保証が新たに創設されたことから、著しい信用収縮が起きた際にも中小企業者の資金繰りに対応できると考える。</p>
<p>⑤ 県産材を使わない場合も含めた住宅リフォーム助成制度を創設すること。また市町村事業に上乘せ支援をすること。新規開業ではなく現在営業をおこなっている事業所に対し商店リフォーム助成を行うこと。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォームについて助成している。</p> <p>また、国が行う消費増税対策として、一定要件を満たす住宅のリフォームに対してポイントを付与する「次世代住宅ポイント制度」が創設されることとなっている。</p> <p>このほか、各市町村において独自のリフォーム助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものであれば必要に応じて制度拡充に取り組みたい。</p> <p>商店リフォーム助成は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきである。県では既存事業で市町村と協調した商店街の環境整備等への支援のほか、経営革新や設備投資等に対する支援制度を設け事業者を活用しており、新たな助成制度の創設は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥公契約条例を創設し、官製ワーキングプアをなくすこと。(県レベルでは、岩手県、山形県、長野県、愛知県、沖縄県で実施)。中小企業への発注率を高めるため、公官需の、分離・分割発注をすすめ、小規模事業登録制度の復活、最低制限価格制度の導入をすすめること。	<p>最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。</p> <p>本県では、既に制度化している最低制限価格制度をしっかりと機能させ、適正な労働条件の確保等に取り組むとともに、公共事業に係る分離・分割発注方針により、中小建設業者等の受注機会の確保に引き続き努めていく。</p> <p>なお、小規模事業登録制度については、公平性等の観点から考えていない。</p>
⑦町工場の機械設備や、リース料、借り工場の家賃に対する直接補助をし、固定費支援で事業が続けられるよう、支援すること。	<p>中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発などの取組を積極的に行う企業を奨励するものであり、中小企業の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>
⑧災害時の事業所の復旧への直接支援制度を創設すること。県版経営革新事業の復旧枠を復活・恒常化すること。	<p>災害時の事業所の復旧は、事業者が独自に保険加入し自然災害に備えておくべきものであることから、直接支援制度を恒常化することは考えていない。</p>
⑨事業承継する際、一定期間を条件に、相続税への免除を認めるよう求めること。	<p>経営承継円滑化法の改正(平成30年4月)により、今後5年以内に承継計画を提出し、10年以内(平成39年12月31日まで)に承継を行う非上場会社を対象として、株式等に係る相続税を全額猶予されることとなった。</p> <p>また、国の平成31年度税制改正大綱において、個人事業者へも法人に準じた支援策を創設することが決定されており、県としてもこれらの制度の普及啓発を行っていく。</p>
⑩経営困難になった事業所への社会保険料の猶予・軽減制度を創設すること。	<p>社会保険料の扱いに関しては国において検討すべき事項と考える。</p>
⑪小規模事業者からは、各種制度があっても内容を知らないとの声が出ている。各種補助金制度の周知をはかり、小規模事業者でも申請ができるようにすること。	<p>各種補助金制度については、県・国・各商工団体等が実施する施策説明会のほか、県ホームページや県・各商工団体の広報誌等を活用して広く周知徹底しているところであり、引き続き、各商工団体等の関係機関と連携して、制度の周知徹底を図りたい。</p>
<p><b>【農業】</b></p> <p>①TPP、日欧EPAの発動と、日米FTAの交渉中止を求めること。義務ではなく輸入機械の提供にすぎない、ミニマムアクセス米の「義務輸入」の中止を求めること。BSE全頭検査を復活させること。</p>	<p>TPP及び日欧EPAについては、国益全体を考えながら国会で慎重に出された結論であり、脱退を求めていくことは、現時点考えていない。日米貿易交渉については、強い姿勢で臨むことと適切な情報提供を行うことについて、国に対して要望しており、しっかりと監視していく。</p> <p>ミニマムアクセス米は、協定に基づき、自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、中止を国に求めていくことは考えていない。</p> <p>内閣府食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえ、平成29年4月のBSE対策特別措置法施行規則の改正により健康牛のBSE検査は廃止されたことから全頭検査の実施は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②学校給食の地産地消率を高め、民間も含めた学校、福祉施設や病院などの給食でも地産地消率を高めるよう働きかけや、食材費支援を行うこと。	<p>学校給食においては、地産地消率70%以上（平成29年度67%）を目標に取り組んでいるが、この率を高めるため、市町村やJAグループとの意見交換の場を設けて働きかけを行うとともに、食材供給システム化のための支援を当初予算で検討している。なお、福祉施設や病院などへの食材費支援については考えていないが、県産食材の使用について働きかけていく。</p> <p>・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業）450千円</p>
③牛・豚マルキン、肉用子牛生産者給付金、加工乳生産者補給金制度は、再生産可能な支援となるよう国に求めること。野菜価格鑑定制度の対象にブロッコリーを加えること。梨の価格保証制度を創設すること。麦や大豆の価格補填交付金制度を復活させること。	<p>牛・豚マルキンは補填率が、肉用子牛生産者補給金制度は基準価格が共に引き上げられ、さらに加工原料乳の平成31年度の単価も増額されたことから、再生産可能な水準であると認識している。今後も情報収集に努め、必要に応じて国に対策を求めていく。</p> <p>麦・大豆については、現行の水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等による支援があり、国にも制度の継続を要望している。梨への価格安定のため、冷蔵庫保管、関東や九州市場への出荷及び貿易による需給調整の促進等を支援する制度の継続を当初予算で検討している。ブロッコリーについては、国及び県の野菜価格安定対策の対象になっており、本年4月から開始される国の収入保険制度も含め活用していただきたい。</p> <p>・鳥取梨生産振興事業 102,407千円</p>
④中山間地域等直接支払制度の要件を緩和し使い易い制度にし、支援水準も引き上げること。	<p>中山間地域等直接支払制度の支援基準については、棚田など耕作条件の厳しい超急傾斜地や小規模・高齢化集落、さらには集落協定を広域化する地区を対象に、別途交付金の加算措置が講じられているが、地元関係者の意見を聞きながら、必要に応じて国に事業制度の見直し等を働き掛けたい。</p>
⑤収入保険制度は、青色申告者に対象を限定せず、補填基準となる収入も、過去5年間の平均の9割というのは、価格下落が続けば基準収入が下がるしくみであり、生産コストを勘案した補填基準となるよう見直しを求めること。	<p>収入保険制度は、小規模な農家でも加入できるよう、現金出納簿等を用いた簡易な方式も採用されるとともに、合理性の確認の視点から「収入」を補填基準としているものである。今年度始まった制度であり、現場の状況を注視したい。</p>
⑥収入保険制度の創設のため、農業共済事業の縮小が懸念される。災害時に農業経営を維持する大事な制度であり、加入を促進し、そのために、特に加入率が低い果樹への加入費への県支援を行うこと。	<p>各補償制度への加入は、農家個々の判断で行われるものであるが、県としては、無保険者をなくすため、生産現場等で制度を普及啓発していく。</p>
⑦コメ戸別所得補償制度と、種子法復活を求め、県独自のコメ生産支援や、種子条例の制定をすること。	<p>戸別所得補償制度について、国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。また、県の独自支援も考えていない。</p> <p>主要農作物種子法廃止に伴い、平成30年3月に主要農作物の種子生産及び供給に係る基本要綱を制定し、引き続き県が果たすべき原種生産やほ場及び生産物審査などの役割を担っている。このため、新たな法律設置について、国への要望は考えていない。</p>
⑧財界主導の農協「改革」の中止を求めること。単位農協から信用・共催事業の分離や、準組合員制度の見直しは、総合農協を解体に導き、農外企業による農業・農村への気ままな進出と利益を得ることを狙ったものであるが、農業・農村地域の崩壊につながる。	<p>農協改革については、県内JAグループにおいても自ら必要な自己改革が行われているものと承知している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨農業委員会は、法改正されたが、農地の維持や管理、利用調整や耕作放棄地解消に一定の権限をもつ行政委員会という性格に変わりはない。役割が発揮できるよう事務局体制を強化し、委員手当も引き上げること。</p>	<p>平成28年度に農業委員会に農地利用最適化業務が必須業務として追加されたことから、農地利用の最適化に係る委員報酬を予算措置しており、市町村の要望を聞き取りながら、引き続き当初予算による措置を検討している。</p>
<p><b>【漁業】</b> ①改正漁業法の発動中止を求めること。また改正法の内容説明を漁業関係者に行うこと。地元漁民や漁協の声が反映できる仕組みを残すこと。海区漁業調整委員会に漁民や地域漁協関係者が選ばれるようにすること。</p>	<p>この度の漁業法の改正は、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業に関する基本的制度を見直したものであり、本県として発動中止を求めることは考えていない。 平成31年1月21日、22日に水産庁職員が来県し、鳥取市と境港市で説明会が開催された。 海区漁業調整委員会の委員については、漁業者、漁業者団体等から推薦を求める。</p>
<p>②魚価の下支え、漁業共催・積立プラス制度を充実させ、水産資源保全のための休漁や減船による収入補償を国の責任で充実するよう求めること。</p>	<p>本県においては漁業調整、水産振興の両面から資源管理型漁業を推進している。減収等に係る各種補償等については、国が支援制度を設けており、具体的な支援の要請があれば、必要に応じて国へ働きかけていく。</p>
<p>③琴浦サーモンの養殖において、死骸が大量に海に流れ出した事故が発生している。原因の解明と再発防止の対策をとること。</p>	<p>平成31年1月15日に水産課・栽培漁業センター合同で琴浦サーモン養殖場の現地調査を行い、このたびのギンザケの斃死原因に魚類防疫上の問題は無いことを確認した。今後、魚を受け取る網の性能を上げること、作業時には魚の流出がないか周辺側溝を確認すること、全社員への研修を実施すること等を指導するとともに、改善状況の県への報告を指示した。</p>
<p><b>【林業】</b> ①地籍調査と境界画定を促進し、森林所有者や素材生産、製材・加工、工務店など川上と川下が連携し、地域の実情に応じた産地づくりができるよう支援すること。</p>	<p>山林を含めた地籍調査について、当初予算で検討しており、引き続き推進していくとともに、レーザー航測の成果の活用も検討していく。 ・国土調査事業 627,895千円  林業・木材産業、設計、建築業の民間団体及び県で構成する「木づかいの国とっとりを実現する会」において、県産材の利用促進の取組（イオンでのPRイベント、中規模木造の設計モデルの研修会など）について検討を行っており、今後も同会で検討した取組を実施し、川上と川下の連携を図っていく。 ・木づかいの国とっとり木育推進・県産材需要拡大実践事業 6,414千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②公共建築物木造利用促進法が施行されて8年が経過し、鳥取県産材利用推進指針もあるにもかかわらず、県産材が十分活用されていない実態がある。(鳥取砂丘ビジターセンターは木造2階建てであるのに、木材利用量290㎡のうち県産材は89.7㎡だけであった)。県産材のまとまった量がなかったことを理由に県産材活用ができなかったとしている例があるが、公共事業の場合、設計業者から製材場に依頼が来るのがぎりぎり、まとまった乾燥材を用意することができないとの声も聞く。県産材活用の計画や目標数値をもち、各事業の計画段階から県産材活用の計画を公表し、県産材をそろえる準備時間を確保し、余裕をもった発注とし、それを設計会社や施工業者にも徹底すること。また国の緑の産業再生プロジェクト事業は、木造公共施設整備補助金がなくなっており、復活すること。また県独自に公共施設及び民間施設への木造利用補助金制度を創設すること。</p>	<p>公共建築物への県産材利用は、県及び県内の全市町村で県産材活用方針が示されており、また、平成28年度に創設した林業・木材産業、設計、建築業の民間団体及び県で構成する「木づかいの国とっとりを実現する会」において、県産材の利用促進に向けた需要と供給のマッチングなどの課題に対し、具体的な解決策の検討を行っている。</p> <p>木造公共施設の整備に関する支援については、緑の産業再生プロジェクト事業の後継事業として林業成長産業化事業が創設されており、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業成長産業化地域創出モデル事業(うち木造公共施設) 29,171千円</li> </ul> <p>民間企業の内装木質化及び県産材普及活動については、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質空間モデル施設整備推進事業 1,850千円</li> </ul>
<p>③間伐材搬出促進事業の継続と増額をすること。</p>	<p>事業の継続及び予算の確保について、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材搬出等事業 697,200千円</li> </ul>
<p>④県産材を仕入れても利用も市場任せでは、取り扱う製材会社の利益がでず、経営の継続が難しくなり、県産材活用に水をさすことになる。製材会社に利益が出るよう、県産材活用の補助制度を拡充すること。他県の例も参考にしながら鳥取型の支援制度を創設すること。</p>	<p>県産材活用の補助制度として、木造住宅の新築や改修を行う場合に県産材の使用等に応じて助成を行っており、引き続き、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり住まいる支援事業 439,392千円</li> </ul>
<p>⑤鳥取市青谷町桑原地区自治会が管理している作業道(青谷町登尾)が、昨年の豪雨・台風被害で崩れているが、従来あったような支援が受けられず、作業道が復旧できない。災害につながらないようにするためにも、作業道復旧の支援をすること。作業道や路網整備の予算と手入れの為の予算、災害復旧のための予算を増額すること。</p>	<p>昨年の豪雨・台風被害の復旧については、7月補正で森林作業路網災害復旧対策事業を創設し、予算を確保しており、早期の作業道復旧を支援している。また、当初予算においても作業道や路網整備及び災害復旧の予算を検討しており、当該路線についても支援を検討している。なお、手入れ等の修繕については、関係者から具体的な実情を聞きながら検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路網整備推進事業 574,240千円</li> <li>・森林作業路網災害(H30年災)復旧対策事業 21,000千円</li> </ul>
<p>【交通】 ①山陰新幹線は、莫大な地元経費負担も懸念され、在来線に不便をもたらすことも懸念されるため、要望しないこと。</p>	<p>日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、新幹線の空白地帯である山陰地域における新幹線の整備に向けて、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線で止まっている山陰地方の新幹線について整備計画路線への格上げを要望しているものであり、引き続き、国へ要望をしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道対策費 4,185千円</li> </ul>
<p>②県道沿いのバス停は、屋根をつけるなど、高齢者や子どもが困らないようにする事。</p>	<p>県では、公共交通機関のバリアフリー化に向け、バス停留所や待合所の整備に加え、バス車両のノンステップ化に対する支援を続けているほか、交通弱者の方との意見交換の中での提案や要望についても、適宜、交通事業者にお伝えしており、利用者の利便性向上策について引き続きバス事業者と意見交換を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域バス交通等体系整備支援事業 498,802千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
③鳥取市河原町福和田の河原インター線に、通学のための信号機と横断歩道を設置すること。	<p>要望箇所における信号機及び横断歩道の設置については、現地の交通状況等を見ながら必要性を検討するが、通学路の安全対策として、現在の通学路である河原インター入口交差点信号機を歩車分離化しているので、引き続き同信号機を利用されたい。</p>
<p><b>【人権】</b></p> <p>①DV や家族の暴力、アルコール依存症による家庭内暴力への対応が不十分である。暴力をふるった加害者をその時点で臨時的・一時的にでも拘留しなければ、再び家族に危害が加わることになる。起訴されるまでも、危険回避として一時的・臨時的拘留ができるようにすること。加害者対策を強化すること。</p>	<p>DV 事案については、裁判所に対する保護命令の申立てによる接近禁止命令等により、一定期間、加害者を被害者に近づかせない等の対応は可能な場合もあるが、危険回避目的として加害者の身柄を拘束するような対応は現行制度上ではできない。</p> <p>なお、福祉部局におけるDV 加害者対策として、暴力を反省し更生する意思のある者を対象とした加害者向けの電話相談事業を実施しているところである。また、DV の未然防止及び再発防止のため、法的な強制力により加害者に更生プログラムを受けさせる等、加害者更生に関する施策を国の制度として検討するよう制度改正を従前から要望している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV 被害者等総合支援事業（DV 加害者電話相談事業） 176千円</li> </ul> <p>DV（配偶者暴力）事案などの対応については、加害行為がエスカレートして重大事件に発展するおそれが高いことから、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断し、加害行為の防止及び検挙措置を図るとともに、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させるなど、被害者等の安全確保を最優先とした措置を執っている。</p> <p>しかし、認知した事案について違法性や証拠が明白ではなく、検挙措置等が図れない場合、あるいは法令等に基づく保護の要件を満たしていない場合は、被害者保護の観点から安全確保のため避難を促しており、被害者等が避難を拒否している場合は、身辺警戒や110番緊急通報登録システムへの登録等による保護対策をとることとしている。今後も、被害者等の安全確保を最優先とした措置を継続していく。</p>
②県内の女性の非正規雇用が5割になっている原因を明らかにすること。子育てとの両立や福祉職の非正規医科が大きな要因になっていることが考えられる。福祉専門職の正規化や処遇改善にとりくむこと。	<p>保育士の処遇改善については、国制度である全ての職員を対象とした平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算の活用を促進する。また、県制度においては1歳児加配保育士を中心に正規職員単価で人件費を支援し、雇用の安定による処遇改善を図るよう今年度運用を改善したところであり、引き続き制度の活用により処遇改善や正規職員化を図るよう働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付費負担金 2,721,088千円</li> <li>・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 189,147千円</li> </ul> <p>介護職員処遇改善については、平成27年度に介護職員1人当たり月額1万2千円相当の拡充、平成29年度に月額平均1万円の処遇改善加算、平成30年度には介護報酬改定が0.54%増と処遇改善に向けた対応が図られている。</p> <p>また、平成31年10月には消費税率引上げにあわせて、「新しい経済政策パッケージ（2017年12月8日閣議決定）」に基づき、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士等に対して月額平均8万円相当の処遇改善が行われる予定である。県は、事業者が加算取得要件を満たすよう制度周知等の広報や、加算取得に向けた相談・説明会等の開催などによる事業者を支援引き続き実施していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>③自営業者の家族・妻の労働を経費に認めない差別的な所得税法 56 条の廃止を国に求めること。自営業者や農業女性が加入する国民健康保険には病気やけが、出産時の休業補償がないため、出産手当金や傷病手当金などの支援制度を創設すること。</p>	<p>自営業や農業などについては、勤務形態の把握が困難であるなど課題が多く、県として新たな支援制度を創設することは考えていない。</p> <p>家族従業員の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>④住民票を移動していない多くの学生に、不在者投票制度を周知すること。(現在の選挙管理委員会のリーフでは手続きの仕方がわからない)</p>	<p>不在者投票を行うためには、住民票所在地の市町村選管に投票用紙等の請求をすることが必要だが、この仕組みについては、ホームページなどの各種媒体により周知を図る。</p>
<p>⑤ハンセン病療養所の療養施設の保存をすすめ、資料館を公的責任で運営できるよう求めること。</p>	<p>ハンセン病に係る人権侵害の歴史を後世に伝えていくことは重要と考えるが、国等に対して療養所の保存や資料館の公的責任での運営を要望することは考えていない。</p>
<p>⑥旧優生保護法下での、強制不妊手術、強制でなくても不妊手術を承諾せざるを得なかった方々への謝罪と補償を行うこと。</p>	<p>本県ではこの問題に関しては、早期に相談支援窓口を設置し、被害者の早期救済に向けた情報収集のために医療機関等関係機関への資料の存否確認及び保全の依頼、県医師会や市町村等への協力要請、県聴覚障害者協会との調査協力、市町村等と協力した本人との面談、国への要望活動など、早期に被害者の救済が実現するよう取り組んできた。</p> <p>現在、与党のワーキングチームと超党派議員連盟により救済法案の基本方針をまとめ、平成31年通常国会に議員立法として法案が提出される見通しとなった。ただし、謝罪の文言や救済対象の範囲など、被害者側との意見の相違がある部分があること、救済にかかる都道府県の役割、救済のための認定方法等具体が示されていないことなどから、引き続き国の動きを注視し、国の責任において早期に謝罪と救済が確実になされるよう国に対して要望していく。</p>
<p>【災害対策】</p>	<p>国制度の支援対象については、半壊、一部損壊まで拡大するよう、昨年7月に国に要望している。国制度の支援額については、被災者の実相に沿う形とすることが望ましいが、国と地方の共同事業で基金を積立て運営しており、各都道府県とのコンセンサスを得ているものであるため、妥当なものと考えている。</p>
<p>①国被災者生活再建支援制度の対象を、半壊、一部損壊も含めるよう求め、支援上限額を300万から500万円への引き上げを求めること。</p>	<p>国制度の支援対象については、半壊、一部損壊まで拡大するよう、昨年7月に国に要望している。国制度の支援額については、被災者の実相に沿う形とすることが望ましいが、国と地方の共同事業で基金を積立て運営しており、各都道府県とのコンセンサスを得ているものであるため、妥当なものと考えている。</p>
<p>②鳥取県被災者生活再建支援制度は、発動は被災住宅1件からとし、一部損壊住宅支援額の上限30万円を引き上げること。</p>	<p>県制度は、県と市町村の共同事業で基金を積立て運営しており、県と市町村の協議により発動要件、支援額を決定している。局地的な災害への発動要件は平成24年度に見直し、一部損壊住宅の支援額は平成29年度に条例を改正したところであり、それ以降市町村から新たな要望はない。</p>
<p>③災害復旧と再発防止のため、河川の土砂や樹木の除去予算を増額し、対策を促進すること。河原橋付近の千代川土砂の撤去を求めること。</p>	<p>重要インフラ点検を踏まえ、それらの機能維持に必要となる防災・減災、国土強靱化のため、河床掘削や樹木伐開等の緊急対策を第2次補正を含め3か年で行っていく方針が国において示されたところである。今後も、十分な財政支援が得られるよう引き続き国に働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 1,300,000千円</li> <li>・【2月補正】直轄河川海岸事業費負担金(国補正)(千代川河川改修事業) 133,293千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
④台風18号での鳥取市河原町渡一木の浸水被害は、全面的に被害補償すること。	<p>当時、逆流防止のため千代川と大井手川放水路を仕切る河原水門（国管理）が操作要領に従い閉鎖されたものだが、国土交通省は、水門操作は適切であったと判断している。</p> <p>なお、浸水被害のあった住宅に対しては、鳥取県被災者住宅再建支援条例に基づいた支援制度により住宅再建への支援を行っているところである。</p>
⑤土石流危険箇所整備進捗率30%、急傾斜地整備進捗率22.6%、地すべり整備進捗率20.2%と大幅に遅れている。計画と予算を明らかにして推進すること。	<p>国土強靱化計画に掲げる目標達成に向けて、選択と集中による効果的・効率的なハード整備の推進とソフト対策による警戒避難体制の強化に努める。</p>
⑥防災行政無線の全戸配備を促進すること。	<p>市町村防災行政無線の戸別受信機について、県は従来から市町村に設置を働き掛けており、その結果、戸別受信機の整備率は全国的にも高い状況となっているが、平成34年11月末までに基本的には従来のアナログ方式からデジタル方式に切り替える必要があるため、この機会に戸別受信機の整備が一層進むように、国に対して、緊急防災・減災事業債の恒久化、新たな財政支援制度の創設、財政支援対象事業の更なる拡大や要件緩和等による、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等と、地域の実情に応じた柔軟な対応が図られるように、全国知事会、中国地方知事会等とも連携した働きかけを行ったり、県独自の交付金の上限額を拡充したりするなど、積極的な支援を行っている。</p> <p>・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業 68,500千円</p>
⑦消防の一元化はやめ、消防署の耐震化への支援や、人的体制強化の支援を行うこと。	<p>10年程度先の将来を見据えて本県の消防力の維持・充実を図るため、平成30年度に消防体制研究会を開催して研究している。</p> <p>消防組織法により消防に関する責任は市町村にあり、消防署の耐震化については緊急防災・減災事業債で、職員の人件費等については地方交付税で財政措置されていることから、それらの経費について県が支援することは、考えていない。</p>
⑧猛暑対策として、また災害時の避難所になる学校体育館にエアコンを設置すること。	<p>県立高校体育館へのエアコン設置については、設置や稼働に要する費用が多大なことから、現時点では考えていない。</p>
⑨東日本大震災・福島原発事故の避難者の生活と住宅支援を継続すること。鳥取県被災者支援協議会への支援も継続すること。	<p>各自主避難者に対してケースマネジメントを実施し、各世帯の状況に寄り添いながら、今後の住宅支援を検討しているところである。</p> <p>また、引き続き市町村や「とっとり震災支援連絡協議会」と連携して、避難者の生活再建を図る支援を行うとともに、福島県の県外避難者の生活再建拠点に位置付けられている当協議会に対しても、福島県等と連携して必要な支援を行っていくよう考えている。</p> <p>・東日本大震災避難者生活再建支援事業 8,331千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【生活環境】</p> <p>①県営住宅を増やすこと。空き家や民間賃貸住宅を借り上げての公営住宅化も実施すること。収入基準を引き上げて対象者を拡大すること。低所得者への家賃補助制度を創設すること。</p>	<p>県営住宅については、長期的な人口、世帯数の減少が見込まれている状況から、借上げも含めて新たな整備は行わない方針としている。</p> <p>住宅確保要配慮者に対しては、あんしん賃貸支援事業により民間賃貸住宅の紹介を行う他、新たな住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅の登録戸数の増加を図るとともに、現在鳥取市で実施している登録住宅に対する家賃補助制度を他の市町村でも実施されるよう働きかけている。</p> <p>収入基準の引上げについては、より低所得で生活に困窮する世帯を優先的に入居対象とすべきという考え方で収入基準を据え置いているものであり、現時点で引き上げる考えはない。</p> <p>・住生活向上・安定化確保事業 10,887千円</p>
<p>②淀江産廃処分場計画は白紙撤回すること。水源が近くにあることから、また西部広域行政管理組合の一般廃棄物最終処分場計画地であることから、破綻している。環境プラントありきできめられてきた現在地を、事業者の責任で一から検討しなおすよう求めること。</p> <p>◎知事の「県は産廃設置の努力義務がある」との発言は、廃掃法にはどこにもかかれておらず、法の拡大解釈である。発言を撤回すること。</p>	<p>淀江産廃処分場の計画地については、事業者は、処分容量の確保、法的規制、災害危険性や施工等に問題なく、処分場候補地として適格性を有するものと判断し、現在、条例手続が行われているところであり、県として適正に手続を行っている。なお、産廃処分場計画地は、西部広域行政管理組合が一般廃棄物最終処分場計画地として位置づけられた事実はない。</p> <p>また、平成30年11月県議会での発言は、隣県の産廃処分の持ち込み規制が強まっている等の質問があったことから、産業廃棄物の処理については、県が調整していく責務があるという廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項の規定の趣旨を説明したものであり、「最終処分場を県内で用意しなければいけないという努力義務があり、県内の状況を深刻に受け止めなければならない」と申し上げたものである。</p>
<p>③民泊は、まずは違法民泊の取り締まり体制を強化し、鳥取県内の民泊ガイドラインを条例化しルールからの逸脱がないようにすること。</p>	<p>住宅宿泊事業法に基づく民泊については、平成30年5月に策定した「鳥取県民泊適正運営要綱」に基づき、引き続き民泊施設への立入検査、インターネット上の民泊情報の点検等を行い、民泊の適正な運営を確保していく。</p> <p>なお、民泊による生活環境への悪影響が顕在化した場合には、条例による民泊事業の実施の制限の検討を行うこととしているが、平成30年6月の法施行後、県内ではそのような状況は認められていない。</p> <p>・民泊適正化指導事業 500千円</p>
<p>④日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの安全協定は、立地の岡山県に比べて、鳥取県の権限が確立しておらず、新增設は「報告」と、「意見も述べるができる」に留まっている。岡山県と同等の協定とすること。また、低レベル放射性廃棄物の埋めて立ては、試験というのであれば、期間が限定されるのか、明確に回答を求めるべきである。</p>	<p>日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの環境保全協定については、三朝町と相談して今後の対応方針を考えていく。</p> <p>人形峠環境技術センターのウラン廃棄物の処理・処分に係る研究については、昨年9月27日付けの文書によって、ウラン廃棄物の最終処分を行うものではないこと、研究用のウラン廃棄物を外部から持ち込まないことを確認している。</p> <p>試験研究については、現在、その方法や実施期間など具体的な内容は決まっていない。計画の具体化に際しては、環境保全協定に基づき機構に詳細な報告を求め、専門家の意見も伺いながら、三朝町とともに必要な対応を行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤改正水道法によって、「広域化・民営化」検討のための県協議会の設置義務が課せられるが、県内市町村には、不採算地域であって、企業が来る当てもなく、民営化はなじまないとする自治体もある。地方自治の観点からすれば、無理強いはできないと考える。協議会から離脱する自治体を認めること。</p>	<p>改正水道法では、国は広域連携の推進を含む水道事業の基盤を強化するための基本方針を定め、県はその方針に基づき、市町村及び水道事業者の同意を得て、水道基盤強化計画を定めるとともに、市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができる」とされている。</p> <p>また、「官民連携」としてのコンセッション方式の導入についても、自治体に対して、コンセッション方式導入を義務化するものではなく、各地域の実情に応じて、人口減少社会において、いかに水道事業を運営すべきか、その手法として選択肢が増えたものであり、平成30年度に設置した広域化・共同化等検討会において、関係者の意見を十分に聞きながら、引き続き、検討を進める。</p>
<p>(その他団体要望関係) 【JA中央会】 国に対し以下要望すること。</p> <p>1、食料安全保障を担保する国の基本政策として位置付けること。</p>	<p>J Aグループの意見等も踏まえて、適切に対応していく。</p>
<p>2、日米物品貿易 (TAG) 協定の交渉開始が合意されたがTPP以上に譲歩しないという国の基本姿勢、FTAとの違いについて情報開示し、説明すること。</p>	<p>日米貿易交渉については、以前T P Pで合意された内容を踏まえ、強い姿勢で臨むことと適切な情報提供を行うことについて、国に要望しており、しっかりと監視していく。</p>
<p>3、担い手育成の促進について</p> <p>①新規就農者の育成について親元就農の場合の要件緩和をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「就業後5年以内に当該農業経営を継承」の支給要件があるが、5年以内に事業継承に至らない案件が多く、緩和をすること。</li> </ul>	<p>農業次世代人材投資事業の親元就農の要件緩和については、数年前より関西広域連合として国へ要望している。</p>
<p>②農業次世代人材投資事業、農の雇用事業の申請手続きの簡素化をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成に際しての適正な事業計画、交付決定後にも定期的な事業進捗状況の確認が行われるが、事業活用を増加させるためにも、申請方法、様式等わかりやすく簡素なものにするよう求める。</li> </ul>	<p>申請手続きのどの部分の簡素化が求められているのかを明確にいただいた上で、真に簡素化が必要な内容があれば国に要望したい。</p>
<p>③労働力不足解消を図るため、先進的な機会・施設の導入、産地の担い手に対する労働環境整備への支援を検討すること。</p>	<p>国では、今回の補正予算において「担い手確保・経営強化支援事業」として50億円、当初予算において「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」として230億円措置された。</p>
<p>4、国産農畜産物の需要拡大の促進</p> <p>①国産農畜産物の輸出に対する継続的な支援、輸出対象国が求める衛星条件を満たす処理施設の整備、検疫等に対応した生産・流通にかかる予算と技術的な支援をすること。</p>	<p>国産農畜産物の輸出に対する支援について、機会を捉えて国に要望したい。</p> <p>なお、国の当初予算において、農林水産業の輸出力強化として、58億円を要求している。</p>
<p>②地理的表示 (GI) の消費者への周知、海外における品種・商標等の不正使用に関する調査・監視、知的財産支援にかかる予算の確保をすること。</p>	<p>地理的表示 (G I) の消費者への周知、海外における品種・商標等の不正使用に関する調査・監視について、機会を捉えて国に要望したい。</p> <p>なお、国の当初予算において、地理的表示保護制度活用総合推進事業として、2億円を要求している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③安全な農作物づくり、GAPの普及・推進のための指導者、生産者の研修会等の費用負担の軽減措置。	GAPの計画的な推進を図るため、平成30年度は生産者も加えて、より実践的研修を実施しているところ。今後も国事業を活用し支援していきたい。
④6次産業化や農商工連携、地産地消促進のための商品開発、販路拡大にかかる支援の確保と積極的な情報提供をすること。	6次産業化や農商工連携、地産地消促進のための商品開発、販路拡大に係る支援と情報提供について、機会を捉えて国に要望したい。 なお、国の当初予算において、食料産業・6次産業化推進交付金のうち加工・直売の推進、研究開発・成果利用の促進として、3億円を要求されている。
⑤HACCP制度化に向け、衛生管理計画の策定が必要な食品等事業者への指導、研修、施設整備の支援策の拡充をすること。	平成30年6月に公布された改正食品衛生法では、原則として全ての食品等事業者にHACCPによる衛生管理の実施を求めており、具体的な衛生管理の基準は今後省令で定められることになっている。省令の制定を踏まえ、業種や業態に応じたきめ細かい研修会等の実施や、現行の「鳥取県食の安全・安心HACCP推進事業補助金」（県版HACCPの認定取得に係る施設・設備整備費補助）を幅広く活用できるよう見直しを検討する。
5、品目ごと 《水田農業対策》 ・水田活用直接支払い交付金は交付単価水準、交付体系を維持した恒久的な制度にすること。	飼料用米等の戦略作物については、生産物収入のみでは十分な所得確保できないのが現状である。また、水田フル活用の推進に当たり、現行の交付金水準の維持が不可欠なため、必要な予算確保について国に要望したい。
・SBS輸入米が国内主食用米の生産量に影響を及ぼすことのないよう、備蓄米が20トン確実に落札される運用や主食用並みの買入れ価格とすること。周知徹底と必要な改善を行うこと。	平成31年産米の政府備蓄米買入については、TPP11協定発効に伴い大幅な見直しがされた。国は既に制度見直しの周知活動を始めているところであり、具体的な改善を要する内容があれば国に要望したい。
《畜産・酪農対策》 ・TPP発効後は牛豚マルキンの補填率を引き上げ、対策を早期拡充すること。	TPP11の発効に伴い、牛豚マルキンの補填率は9割に引き上げられ、豚マルキンの国庫負担水準の引上げが行われた。今後も情報収集に努め、必要に応じて国に対策を求めていきたい。
《野菜・果樹対策》 ・産地パワーアップ事業を計画的・継続的に措置するとともに補助率引き上げや要件緩和など十分な支援を講じること。	産地パワーアップ事業について、引き続き予算措置、要件緩和等を国に要望したい。 ・【2月予算】産地パワーアップ事業 204,300千円
県への要望事項 ■JAいなば ・地元食材の要望が高まっているなか、学校給食食材の需要に見合った生産量、鮮度を確保した食材本来の味を供給できる予冷施設および、生産量や価格変動が不安定なあんぼ柿の出荷量を増やし、安定供給できる体制をとるためにも予冷施設整備について支援すること。	園芸産地活力増進事業により支援するよう当初予算で検討している。 ・園芸産地活力増進事業 65,329千円
・種子法廃止による現在の受託品種構成は大幅に変わり、新規品種の生産対応も想定される。県水稻生産計画・県米ビジョンの実現、高品質種子確保のための施設整備（国府種子乾燥調製施設）をすること。	施設の統廃合、機能アップなどによる取得等は国庫補助対象となる場合があるため、個別に要望を聞きながら検討する。

要望項目	左に対する対応方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハト麦専用乾燥施設の新設。</li> </ul>	<p>内容によっては、国庫補助事業の対象となるので、個別に要望を聞きながら検討する。</p>
<p>■JA 鳥取中央</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JA所有の集荷施設の機能向上を進めるとともに各JAの枠を超えた県有施設整備による集出荷から販売の一元体制の構築、ブランド力・販売力の強化を図り、農家経営をさらに向上させる方策の検討。</li> </ul>	<p>広域共撰施設整備は国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用により支援するよう検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取型低コストハウス」導入支援の継続と、高騰する生産資材費に対する事業費2/3の支援事業を継続すること。</li> </ul>	<p>11月補正予算に計上しており、引き続き支援する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウス施設化に適したスイカの新品種の早期育成を図ること。</li> </ul>	<p>西瓜の新品種の導入については、民間業者が育成している品種等から、産地の課題や気象条件に合った、品種選定について現場と一緒に取り組むこととしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業（クラスター事業）で、大規模施設整備の場合は単年で完了しない場合があるため、事業実施に踏み切れない実態がある。大規模の場合単年度でなく繰り越しも可能とする制度改正を行うこと。</li> </ul>	<p>畜産クラスター事業における事業の繰り越しについて、整備内容によっては複数年での事業実施も可能であるため、個別に相談していただいた上で対応を検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄プラスチック受け入れ国の受け入れ禁止措置による影響が処理費高騰を招いている。ビニール製造メーカーなど関係団体との連携による対策を構築すること。国に抜本的対策を求めること。</li> </ul>	<p>環境省は、廃プラスチック類リサイクル等処理施設整備などの対策を可能な限り速やかに講じることとしているので、今後も情報収集に努め、必要に応じて国に対策を求めていきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹剪定枝の燃料化のための運送費に支援をすること。</li> </ul>	<p>他地区（東部、西部）と同様に、民間企業等と連携して対応をお願いしている。</p>
<p>■JA 鳥取西部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農利用施設の老朽化がすすんでいるが、生産者負担を軽減できる機能向上支援を具体化する支援事業を実施すること。</li> </ul>	<p>個別案件について、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの活用により支援するよう検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロッコリーの個々での箱詰め作業を、圏域での共同選果場の新設は作業軽減を図り品質の高位安定化が図れる。今後検討会での方針が決定した際には、施設建設費支援や施設利用促進策等支援すること。</li> </ul>	<p>国の産地パワーアップ事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの活用により支援するよう検討する。施設利用を促進するための生産振興策等については、まず生産組織等と十分に検討していただきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・白ネギ共選場の荷降ろし場所の拡張および品質管理ができる環境整備（エアーカーテン等）に支援すること。</li> </ul>	<p>白ねぎ共選場荷降ろし場の環境整備については、品質管理に一定の効果があるものの、コストや生産者負担のこともあることから、JAや生産部の意見を伺いながら検討していきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目別消費宣伝等への支援をすること。</li> </ul>	<p>県内の農林水産業団体が実施する「食のみやこ鳥取県」の県内外への発信に対する支援について、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食のみやこ鳥取県推進事業（おいしい鳥取PR推進事業） （食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金） 22,000千円</li> </ul>
<p>■全農とっとり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王秋の貯蔵試験にかかる費用および品質低下リスクへの支援をすること。</li> </ul>	<p>個別に要望を聞きながら、活用できる事業等について関係機関を交え検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロッコリー等、広域集出荷施設建設費と利用料等の助成をすること。</li> </ul>	<p>国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの活用により支援するよう検討する。 なお、他品目との公平性等から、利用料の助成に対する支援は考えていない</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・白ネギ県下一産地化に向けた取り組みを強化すること。(レンタルパレット、運賃助成等)</li> </ul>	<p>作柄の安定は、農家所得の向上、産地力の強化に重要であり、園芸産地活力増進事業の中で、新技術栽培の導入に対する取組を支援するよう当初予算で検討している。 具体的な案件については、関係団体の要望を伺いながら国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金や産地パワーアップ事業の活用も含め検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円</li> <li>・園芸産地活力増進事業 65,329千円</li> </ul>
<p>■大山乳業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等による長期停電が発生すれば酪農にとって致命的な被害が生じる。現在非常用電源所有の生産者はごくわずかであり、非常用電源導入は必至である。導入にあたっての国の補助対象外の諸費用について助成すること。</li> </ul>	<p>国事業の補助対象外である非常用電源に対応するための配電盤等切り替え設備の酪農家全戸整備への支援について、当初予算での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酪農用非常電源緊急整備事業 39,084千円</li> </ul>
<p>■JAいなば・JA西部・畜産推進機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな牛・豚マルキンへの移行の際、生産者積立金への県費補助(生産者の負担の一部 1/3)制度をつくること。また、補填金算定のための生産費には、肥育経営者の負担となっている導入・出荷にかかる輸送費についても含めるよう国に求めること。</li> </ul>	<p>牛・豚マルキンの生産者積立金については、県はこれまで生産者負担金の1/3を補助しており、法制化以降も引き続き支援するよう当初予算での対応を検討している。補填金算定における生産費に輸送経費が含まれていないことについては、関係者の意見をうかがい対応を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産経営安定対策事業(肉用牛肥育経営安定対策事業) 21,221千円</li> <li>・畜産経営安定対策事業(肉豚経営安定対策事業) 30,593千円</li> </ul>
<p>【鳥取県森林組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年・30年の公共施設での県産材利用を調査すると、外材、鉄骨を使用している多くの例がある。県が率先して県産材を活用すること。</li> </ul>	<p>県の公共施設においては、鳥取県産材活用推進プログラムに基づき、可能な限り県産材を活用することとしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマート林業対応について</li> <li>・航空レーザー計測の早期実施については林業関係だけでなく、生活環境部及び県土整備部等総合的に予算化して、県全体で活用できるようにすること。</li> </ul>	<p>航空レーザー計測の実施については、次年度も引き続き実施するよう、2月補正及び当初予算で検討しており、計測の成果については、県全体で共有していきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○林業造林事業関係、林道事業関係にドローンやレーザー測量を積極的に活用できるよう制度を作ること。</li> </ul>	<p>航空レーザー計測だけでなく、林業試験場ではドローンを用いた林業伐採作業の研究が行われ、さらに、森林クラウドシステムも活用しながら県内の施業の効率化等を進めているところであり、造林事業におけるICT技術の活用についても国の動向などを勘案しながら検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業(うち航空レーザー計測) 212,000千円</li> <li>・林業成長産業化航空レーザー計測事業 197,640千円</li> <li>・森林計画樹立事業(うち森林クラウドシステム保守管理事業) 4,500千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○平成30年度豪雨被害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害指定による復旧工事期間は原則3年間となっている。作業道の場合2カ年となる激甚災のため林道の復旧後の事業となり、2カ年では困難である。実情に合わせ、単県作業道の事業期間の延長をすること。</li> </ul>	<p>平成30年7月豪雨災害に係る単県作業道の事業については当初予算で検討しており、次年度中に完了しない場合も、事業費の繰越しが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林作業路網災害（H30年災）復旧対策事業 21,000千円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しっかり守る農業基盤交付金」は農業関係、ため池の防災・減災措置等も含むため、事業費の増大が予想されることから対応できるよう予算枠の確保をすること。</li> </ul>	<p>小規模林道災害に十分対応できるよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかり守る農林基盤交付金 210,000千円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月豪雨災害等の作業道復旧にかかる地元負担金軽減のため災害補助金の嵩上げをすること。</li> </ul>	<p>作業道災害復旧に係る地元負担金の軽減を図るため、甚大な被害を受けた地域の補助率を1/3→1/2に嵩上げするよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林作業路網災害（H30年災）復旧対策事業 21,000千円</li> </ul>
<p>○森林整備事業と予算確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度から森林環境譲与税が動き出すが、これまでの通常予算が減額、または森林環境譲与税と通常分合算で対応しないよう31年度予算の確保に全力をつくすこと。</li> </ul>	<p>県予算は国の予算確保に影響されることから、これまでも森林整備事業に係る予算が安定的に確保されるよう国に対して要望しており、平成31年度の国の概算決定額は1,413億円（対前年117%）であった。次年度以降も引き続き、森林整備事業に係る必要な予算が確保できるよう国に要望したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林事業費補助金申請事務の軽減を図ることを目的として、GPS機器利用の暫定基準が設けられているが、機器の性能向上および衛星利用環境の充実など測量制度は向上しており、暫定基準の見直しをすること。</li> </ul>	<p>GPSの精度向上を踏まえて、森林現場における精度を検証しながら暫定時基準の見直しを検討する。</p>
<p>○主伐・再造林の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造林事業の査定係数アップ（170→180）と早期の基金創設を県・国で実施すること。</li> </ul>	<p>査定係数は国の基準であり、県で変えることはできないが、基金の創設については、関係者の意見を聞きながら合意形成に向けて支援する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐再造林について既存事業の「花粉発生源対策促進事業」は採択要件の苗が「コンテナ苗」が指定されているが、入手困難な状況のため、ふるい苗を用いた皆伐再造林が可能な新規の単県事業を創設すること。</li> </ul>	<p>コンテナ苗の生産拡大については、引き続き対策を講じていくとともに、ふるい苗については、まず関係者の意見を伺ってみたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な森林経営を確立するためには皆伐再造林で森林の若返りが必要だが、現在の材価では山元に利益還元が極めて難しい。再造林費用の嵩上げまたは間伐同様の搬出助成額の嵩上げをすること。またその際、森林構成の配慮をすること。</li> </ul>	<p>少花粉スギやクヌギ等による植栽、植栽と一体的に行う作業道整備などは既に嵩上げしているところであるが、主伐、再造林を促進するための施策の充実等について国に要望したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者が再造林・保育事業にかかる費用負担のないよう県及び国補助金の嵩上げをすること。また樹種として造林コストの低減や省力化が期待できるカラマツ・コウヨウザン等の研究や安定的な苗木〔少花粉スギ等〕の供給体制の強化をすること。</li> </ul>	<p>主伐・再造林推進のための新たな枠組みについて、引き続き関係者の意見を伺いながら検討する。また、少花粉スギ等のコンテナ苗生産については、苗木生産者の支援等により生産拡大を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苗木生産体制強化事業 6,455千円</li> </ul>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材搬出事業を継続すること。</li> </ul>	事業の継続について、当初予算で検討している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材搬出等事業 697, 200千円</li> </ul>
○路網整備について <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道専用道（規格相当）の補助対象に植栽を追加するよう国に求めること。</li> <li>・県の林業専用道の整備をすること。市町村の整備も求めること。</li> </ul>	皆伐再造林が計画されている地域に林業専用道を整備できるよう、関係者から具体的な実情を聞きながら対応するとともに、県・市町村での整備については、林道専用道の目的・必要性などを関係者から具体的に聞き取りながら検討する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業専用道は高規格であることから、単年で完了することは困難である。「計画～測量設計」を1年目、「伐採～とりまとめ」を2年目と分けて実施できるようにすること。</li> </ul>	国の事業は、単年度完了のため、「計画⇒地元説明⇒同意」を前年度までに行っていたき、「測量設計⇒伐採⇒工事⇒とりまとめ」の年度内完了にむけ計画的に事業を進めるよう関係者と話をしていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村管理の林道は交付税の対象になっているが、森林組合管理の林業専用道はこわれても助成制度がなく、巡視管理に苦慮している実態がある。林道と同様の措置および自然災害に対する助成措置をすること。現場が奥地化している。尾根筋の県営林業専用道の開設をするとともに、隣地までの農道の修繕費が増大しているため、作業現場安全確保事業における作業道の助成制度を農道まで拡充すること。</li> </ul>	林業専用道の助成措置については、平成31年度から交付される森林環境譲与税の活用などが考えられることから、所管の市町村へ相談したり、「補強事業（路体強化など）」の活用や災害復旧対策事業の対象となる林道への格上げなどを検討するよう関係者と話をしていきたい。また、林地までの農道の維持修繕については、しっかり守る農林基盤交付金の活用が可能なので、市町村と協議・調整を行うよう関係者と話をしていきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかり守る農林基盤交付金 210, 000千円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的豪雨災害等の災害防止のため急傾斜地等への構造物（二次品）使用に対して、助成措置を講ずること。林業専用道開設にかかる事業を継続すること。</li> </ul>	急傾斜地で災害が発生する恐れがある場合は、具体的な実情を聞きながら検討する。また、林業専用道の開設に係る予算については、2月補正、当初予算で検討している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業（うち路網の整備） 275, 769千円</li> <li>・路網整備推進事業 574, 240千円</li> </ul>
○高性能林業機械について <ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能林業機械購入の国の補助率が1/2から1/3になったことから、県、市町での補助率の上乗せ（国1/3 国・県・市町村1/2）すること。30年度から補助対象となったリース支援も同様に上乗せすること。</li> </ul>	国の補助率が1/2から1/3になったものもあるが、必要な素材生産目標等を設定することで、同補助率を1/2とすることができるので、その方向にできる限り誘導していきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト林業機械リース等支援事業 159, 208千円</li> </ul>
○人材育成・確保について <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者等新規就労者定着のため、林業現場の環境改善、3Kの払しょく、条件不利地対策、中山間地域対策として「林業労働者」への直接所得補償、退職金制度への助成措置、また環境林として整備国土の保全環境を守っている担い手として誇りを持って仕事ができる仕組みを検討すること。</li> </ul>	鳥取県版林業現場における新規就労者の確保、定着のため、支援事業、森林整備担い手育成総合対策事業等の継続・拡充について、当初予算において検討しており、また、職場説明会などを通じて引き続き林業職場のPRを続けていく。 林業職場の改善、労働災害対策等については、これまで学んできたオーストリアの取組を参考に、防護衣の普及、労働安全の研修等を今後も進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県版緑の雇用支援事業 52, 442千円</li> <li>・森林整備担い手育成総合対策事業 56, 290千円</li> </ul>
○東部森林はオーストリア林業の交流があるが、圧倒的に路網整備が遅れている。整備のために幹線道の整備が必要であり、国に対し国策として取り組むよう求めること。	幹線道となる林業専用道の整備に係る予算については、2月補正、当初予算で検討している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業（うち路網の整備） 275, 769千円</li> <li>・路網整備推進事業 574, 240千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県農業会議】</p> <p>○農業会議は平成30年8月で県下19市町村の農業委員会が新体制に移行した。農業会議は県段階の市町村農業委員会の支援組織として県内統一の「鳥取県農地利用最適化推進方針」を定め、市町村農業委員会とともに活動・支援をすることが一層重要である。そのため、以下の事業推進のための財源措置をすること。</p> <p>①農業委員会活動強化対策事業  ②農業会議運営・活動費  ③機構集積支援事業  ④新規就業者早期育成支援事業（県版農の雇用事業）  ⑤農業法人設立・経営力向上支援事業</p>	<p>農業会議関係事業については、各種事業が継続できるよう次のとおり、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用適正化総合推進事業  （農業委員会ネットワーク機構負担金） 10,606千円  （運営事務費） 2,565千円  （農業委員会活動強化対事業） 8,674千円  （機構集積支援事業） 13,130千円</li> <li>・農の雇用ステップアップ支援事業  （未来を託す農場リーダー育成事業） 111,470千円</li> <li>・農業経営法人化総合支援事業  （農業法人設立・経営力向上支援事業） 7,979千円</li> </ul>
<p>【鳥取県建設業協会】</p> <p>○平成30年も大雪、豪雨、大型台風の襲来、地震など大規模自然災害が全国的に連続的に発生している。災害復旧とともに事前防災の視点を十分取り入れた国土の強靱化の重要性が認識されているが、県内建設業を取り巻く環境を改善しなければ対応することが厳しい状況である。以下の点を鑑み総合的かつ適切な建設業の育成、公共工事の発注、ICT活用、入札方法を検討、実施すること。</p> <p>1、大規模災害予防、地域経済の活性化、災害対策を計画的に進めること。</p>	<p>来年度予算政府案に見られる公共事業関係費は消費税引上げ対策と防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策などにより、臨時・特別措置額も含めると対前年度比1.16倍となる7兆円弱の規模となっている。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は平成30年度2次補正から平成32年度まで「臨時・特別の措置」を活用して集中的に実施するとされており、3年間の事業規模は概ね7兆円程度と示されている。本県への配分額は現時点で未定であるが、これらの予算を活用して、大規模災害予防、地域経済の活性化、災害対策を計画的に進めていく。</p> <p>なお、本県の来年度当初予算は骨格予算となるが、災害関連など、緊急性の高いものや年度の初期にやらないといけないものを中心に予算編成し、積極的投資については引き続き検討する。</p>
<p>2、災害や除雪等の対応に必要な人員、機材を確保・維持し・常に稼働可能な体制を整えておくために、発注者（自治体）は必要となる事業量の確保や環境整備に努めるとともに、市町村も含めて、発注見通しについて地域単位等での統合的な公表を行うこと。</p>	<p>安全・安心で災害に強い県土をつくるためには、地域を支える県内建設産業の経営基盤の安定は不可欠であるという観点から、平成30年10月22日、12月14日に、公共事業費の総額の拡大と地方への重点配分について国土交通省へ要望したところであり、今後も機会を捉えて国への働きかけを行っていく。</p> <p>発注見通しの統合的な公表については、鳥取県発注者協議会において取組を検討しているところであり、現在取り組んでいる国・県・鳥取市に他の市町村も加えることについて検討を進めたい。</p>
<p>3、適正利潤を確保するため、最新の労務単価、資材等の実勢価格等を的確に反映した予定価格を設定すること。</p>	<p>予定価格の設定については、最新の労務単価、資材等の実勢価格等を用いて適正に行っている。</p>
<p>4、低入札基準価格の上限枠を引き上げ、予定価格の上限拘束性の撤廃、営繕工事における入札時積算数量活用方式等による適切な設計変更等に取り組むこと。</p>	<p>（低入札）調査基準価格については、現在、予定価格2億円未満の工事について、工事原価実態調査を実施し、現行の調査基準価格等の水準が適正かどうか検証を行っているところであり、国や他県の状況も勘案しながら適切な水準の設定に努めていく。</p> <p>予定価格の上限拘束性の撤廃については、地方自治法等の改正が必要であり、今のところ困難である。営繕工事における入札時積算数量書活用方式については、昨年度導入した国の状況等を踏まえ、今後導入を検討する。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
5、「発注関係事務の運用に関する指針」について、すべての発注者、特に市町村における確実な実施が担保されるよう指導の徹底を図ること。	鳥取県発注者協議会において取組を進めたい。
6、また上記の指針で、実施に「努める」とされている事項のうち「発注や施工時期の平準化」等については「必ず実施すべき」事項に格上げすること。	御要望については、国に伝えるとともに、鳥取県発注者協議会において取組を進めたい。
7、「ゼロ国債」「二か年国債」「ゼロ県債」等の一層の活用、適正な工期の設定等により発注、施工時期の平準化を図ること。現場条件が整ってから発注と、入札に伴う技術者の不必要な拘束を回避すること。	「ゼロ県債」及び「余裕工期」の積極的活用等により適正な工期の設定を図るとともに、「ゼロ国債」・「二か年国債」等を含めて、発注や施工時期平準化に継続して取り組んでいきたい。また、工事の発注については、現場条件が整ってから行うことを基本とし、やむを得ない場合には工事中止の手続きを行うことにより、技術者の不必要な拘束を回避している。
8、地域をよく知る建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理、災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定、随意契約を積極的に活用するなど、地域建設企業の受注機会の拡大、積極的活用を図ること。分任官契約工事の対象額の拡大を行うこと。	維持管理工事や災害復旧工事については、総合評価入札の評価項目に地域点を導入して、地域の事情に精通した地元業者が受注できるように制度上の配慮を行い、地域建設企業の受注機会の拡大に取り組んでいる。分任官契約工事の対象額の拡大については、実態を把握したうえで、国と協議していく。
9、設計労務単価をさらに引き上げること。働き方改革を迅速に進める観点から週休二日制の普及、日給月給の技術労働者（約9割）。を含めた業界全体の労働環境の整備を図るための設計労務短観の見直し、補正係数の大幅な引き上げを行うこと。	週休二日制の普及に伴う設計労務単価の見直し、補正係数の引上げについては、国土交通省の労務費調査等の結果に基づいた設計労務単価、補正係数を用いているところであるが、日給月給制技能労働者の賃金低下については、県としても課題であると認識しており、国土交通省に対して課題の解決に向けた対応を要望している。同様な課題があれば国土交通省に要望することも検討したいので御教示願いたい。下請けも含めた各労働者に適切な賃金が支払われることにより労務費調査の結果に反映され、それが次年度の労務単価の上昇につながるため、引き続き、適切な賃金の支払いと調査協力をお願いする。
10、除雪業務にかかわる時間外労働規制に関し、地方公共団体等の要請により通常の勤務時間外に行われる除雪については、災害対応またはそれに準じた運用になるよう国、県、市町村間で調整を図ること。	急な降雪によって通常の社会生活の停滞を招く恐れがあり、地方公共団体から除雪の要請がある場合などについては「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当し、労働時間の延長及び休日労働の許可の対象となり得ると厚生労働省資料に明示されている。災害対応又はそれに準じた運用とすることについて、改めて関係機関と協議し、徹底を図りたい。
11、建設現場の生産性向上のため、ICT活用に対応できる人材育成、ICT機械導入のための融資や税制等の支援の充実、小規模工事も含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、三次元データ活用現場における書面ゼロ化を含め、工事書類の標準化・簡素化に取り組むこと。	ICT活用に対応できる人材育成については、現在、国と連携して講習会の実施など取り組んでおり、引き続き取り組んでいく。ICT建機導入のための融資については、現時点で、中小企業庁所管の「環境・エネルギー対策資金」や「IT活用促進基金」、県の「企業自立サポート融資」が活用可能である。税制についても、「中小企業等経営強化法」、「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」により中小企業に対する生産性向上のための税制優遇措置が行われており、今後も関係団体の意見等を聞きながら、必要な取組については国に要望するなどしていきたい。小規模工事も含めた積算基準の見直し等については、試行工事の効果検証を基に、県工事規模（中小規模）における課題等の改善を国に働き掛けていく。工事書類の標準化・簡素化については、協会等の意見も頂きながら継続して取り組む。

要望項目	左に対する対応方針等
1 2、災害時の応援復旧活動において、情報の混乱が生じない体制づくりや国・県・市町村が連携した一元的、包括的な支持の実現などの災害緊急対応の円滑化を図る。	災害時の応援復旧活動においては、災害対策本部における情報の一元化や国、県、市町村相互にリエゾンを派遣すること等による情報の共有化と連携などにより、災害緊急対応の円滑化を図っているところであるが、所管業務による指示系統の区分については御理解願いたい。
1 3、災害協定に基づき出動した際に発生危険がある二次災害に対する公的補償について、災害協定に明確に位置付け適正な補償額を検討すること。	国や他県等の取組を参考にして検討する。
1 4、中部地区高等学校へ建築・土木学科の設置を検討すること《教育委員会との連携》	平成28年3月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」において、学科の在り方を検討する際は、地域の産業構造や就業構造の変化、生徒や保護者のニーズも踏まえながら検討する必要があるとされており、今後、中部地区の建設業関係の方々の意見や生徒・保護者、学校関係者等のニーズも調査してみたい。
1 5、鳥取港口埋没の抜本的解消をすること。(西浜航路の整備)	鳥取港の堆砂については、平成30年度より抜本的対策の技術的検討を開始しており、当初予算において引続き検討を進める。 鳥取港利用促進事業 95,665千円
<b>【鳥取県建築連合会】</b> 1、伝統技術後継者育成のため事業所への補助をすること。 ・後継者育成は若い職人には仕事を教えるだけでよい時代が続いたが、現在では事業所で新規採用する場合は各種保険を掛けなければならないが、建築連合会の加入する事業者らは、零細で一人親方の場合もあり、価格競争についていくのが精いっぱいであり、社会保険をかける余裕がない。伝統技術継承の観点から、手刻みなど伝統技術を有する大工技能者が、若い職人(高卒程度から30歳までの)を採用し後継者として育成する場合「育成支援金」制度をつくり支援すること。	建築関係の新規入職者に対する在職者訓練を行う県内の認定職業訓練校の運営費、入校費に対して、引き続き支援をしていく。また、35歳未満の若年者を鳥取県技能士会連合会と技能士団体等による共同体が期間雇用し、集合訓練や企業実習を通じて正規雇用につなげる、本県独自の取組「若年技能者等技能継承推進事業」を実施しながら、今後も後継者の人材育成に取り組んでいく。 ・技能振興事業(認定職業訓練助成事業) 11,519千円(建築関係以外の訓練校への補助予算等を含む) ・技能振興事業(技能振興推進事業費補助金) 638千円(建築関係以外の訓練校を含む認定職業訓練校への入校経費補助予算) ・技能振興事業(若年技能者等技能継承推進事業) 27,871千円
2、イベントでのキット展示の経費等への補助制度をつくること。 ①イベントなどで技術継承のためのキット展示品(模擬上棟式用キット、木製ジャングルジム)など組み立てにかかる経費(人件費・キット(10人分)・ジャングルジムキット(6人分)はボランティアで実施しているが、催し物によっては従業員を使って展示することもあり費用負担が重い。補助対象にすること。 ②キット保管経費(倉庫料等)の補助 ③保管場所から会場までの運搬経費等の補助	伝統木造技術の普及啓発イベント等で使用する展示品の組み立て及び倉庫等から会場までの運搬を外部に委託する場合に要する経費は、伝統建築技能者団体活動支援事業の補助対象として認めている。 展示品の保管については、伝統木造技術の普及啓発に直接的には該当しないため、保管に要する経費を補助対象とすることはできない。 ・伝統建築技能者団体活動支援事業 3,000千円
<b>【鳥取県私立学校協会】</b> 1、鳥取県私立学校協会事業にたいする補助金を強化すること。	鳥取県私立学校協会に対しては、引き続き支援を行っていく。 ・私立学校支援等事業(私立学校協会補助金) 1,970千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>2、中学高等学校部会</p> <p>(1) 働き方改革への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の在り方が課題になっている。外部人材の活用等への支援の拡充と柔軟な運用のため人材不足と人件費が不足している。せめて助成制度をつくること。</li> <li>・休日等の大会への教員派遣の軽減になるよう地域ボランティア派遣の支援をすること。</li> </ul>	<p>私学の働き方改革推進については、高等学校等教育振興補助金において、スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助（補助率3/4）の限度額を拡充することを当初予算で検討している。</p>
<p>(2) 補助金の拡充について</p> <p>(ア) 鳥取県私立学校教育振興補助金を継続すること。</p>	<p>私立学校の助成については、経常費を助成する私立学校教育振興補助金の補助単価を公立学校との均衡を考慮して設定し、生徒一人当たりで全国一の水準を堅持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金 1, 883, 614千円</li> </ul>
<p>(イ) 生徒募集への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各私立学校では県外国外からの生徒の受け入れを積極的に取り組んでいる。寮は舎監を2名置かなければならないため補助すること。</li> <li>・県外・国外生徒の受け入れにかかる支援の拡充をすること。</li> </ul>	<p>県外生徒等の募集、受入への支援として、寮の舎監の配置に対して引き続き支援するとともに、既存建物の改修による寮の整備についても補助の対象としている。</p>
<p>(ウ) 施設整備への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修への補助の拡充</li> <li>・暑さ対策への補助の拡充</li> <li>・ブロック塀の修繕への補助制度の創設</li> </ul>	<p>私立高等学校等の大規模修繕等事業に対する助成について定める条例の失効期限を撤廃することを検討している。なお、ブロック塀の修繕への補助については、平成30年度11月補正で措置済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校施設整備費補助金 124, 004千円</li> </ul>
<p>(3) 寄付金控除の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校片の寄付金控除の手続が年末調整の対象となるよう国に働きかけること。</li> </ul>	<p>寄附金控除をはじめとする医療費控除、雑損控除の3つの所得控除については、1月1日から12月31日までの一年分について申告する必要があり、また、その手続きが複雑であるため年末調整手続きを行う事業主（源泉徴収義務者）の負担を考慮するなどの理由から年末調整ではなく、確定申告することとされている。</p> <p>寄附金控除を年末調整の対象とすることで、納税者の利便性が向上する可能性はあるものの、実施する場合には事業主（源泉徴収義務者）の負担増となるため、国に要望することは考えていない。</p> <p>なお、政府税制調査会等において、事業主の事務負担の軽減のため、確定申告・年末調整手続きの電子化の推進について議論されており、引き続きその議論の動向を注視したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3、幼稚園・認定こども園部会</p> <p>(1) 私立幼稚園運営費補助金の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県内には私立の幼稚園・認定こども園が27園4800人が在園している。鳥取県の在園時に対する一人当たりの補助金の基礎額は全国43位である。安定した経営基盤の確保と幼稚園教員・保育士の確保が重要であり、「私立幼稚園運営費補助金」の充実と教員等の処遇改善にかかる補助金を増額すること。</li> </ul> <p>(2) 2歳児からの受け入れ支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県内の自治体で行っている在宅子育て家庭の支援充実の2から3歳児へのスムーズな子育ての観点にも配慮し、在宅2歳児の受け入れに対し幅広い公的な支援をすること。</li> </ul> <p>(3) 幼稚園教員・保育士の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材の確保に苦慮している。質の高い幼児教育や保育を実現するために、処遇改善はもちろん、さらに総合的な人材確保対策を講じること。</li> </ul>	<p>2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定されており、幼稚園に在籍する児童の保育料は全て無償化される。併せて、私立幼稚園においては現行の国庫補助制度である幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されることとされている。これらの国の制度改正を踏まえて、私立幼稚園への補助制度のあり方を中長期的に検討していく。</p> <p>保育人材の確保については、潜在保育士の就業促進及び現職保育士の離職防止に取り組むため現在配置している保育士・保育所支援センターのコーディネーター及び現職保育士の相談対応を行う職員の継続配置に加えて、保育士養成校に進学する県内出身の学生を対象とした新たな修学資金貸付制度の創設について、平成30年度国二次補正予算及び当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立幼稚園等運営費補助金 276,421千円</li> <li>保育士確保対策強化事業 13,440千円(当初予算)</li> <li>【2月補正】保育士確保対策強化事業 67,180千円(国二次補正予算)</li> </ul>
<p>4、専修各種学校部会</p> <p>(1) 関係機関との連携強化</p> <p>若者の地元定着を図るため高等学校、地元大学・短大、ハローワーク、ポリテクセンター等との連携強化ができるよう支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県産業育成センター内に復職技術科を復活すること</li> </ul>	<p>平成30年度に策定した鳥取県産業人材育成強化方針を踏まえ、引き続き、産業人材育成センターの訓練科目のあり方を含む見直しを検討していく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の貧困対策として公営術への専修各種学校(予備校)のを積極的に活用すること</li> <li>鳥取県の高校生の学力向上と大学進学率向上のため、県内高等学校と県内専修各種学校(予備校)との連携を促進・強化すること。</li> </ul>	<p>専修学校・各種学校については、関連部局で連携・協力して必要な支援を行っており、今後も地元で学び、地元で働く若者を増やすため、連携強化に努める。</p>
<p>教育・学術振興課以外の関連部署、主管課への協力要請</p> <p>○医師会立看護高等専修学校(東中西3校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練給付金(専門実践教育訓練) 講座指定基準を見直すよう国に働きかけること。</li> </ul>	<p>国による講座指定は、講座の継続的かつ安定した運営及び教育訓練の実績などの基準を満すことが必要である。教育訓練給付金支給対象者に安心して訓練を受けていただくための基準となっていることから見直しを国へ要望することは考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金の看護師等養成所運営費算定基準を見直すこと。</li> </ul>	<p>鳥取県地域医療介護総合確保基金(看護師等養成所運営事業)における現基準額の予算確保も厳しい状況であり、基準額の増加の見直しは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(看護師等養成所運営事業) 71,150千円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員修学資金貸付制度の大学と短大(専修学校も含む)の月額差を解消し同額とすること。</li> <li>東部地区に働きながら学べる第2看護科の新設をすること。</li> </ul>	<p>看護職員修学資金貸付制度における大学と短大(専修学校も含む)の貸付月額については、それぞれの修学に係る費用負担から算出しているものであり、貸付月額を同額にする見直しは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員修学資金貸付金 578,928千円</li> </ul> <p>今年度中に看護職員需給推計を行うこととしており、そのことを踏まえ、今後の看護師等確保対策を検討することとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○理美容専門学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「理美容専門学校等に対する支援事業」を継続すること。</li> </ul>	<p>県内の理美容学校2校においては、平成28年度から平成30年度まで3年間「鳥取県理美容学校魅力向上支援事業補助金」を活用して、技術講習会の受講による教員の資質向上、外部講師の特別授業によるカリキュラムの質的向上等に取り組んだところ、入学者数は取組開始前に比べ改善傾向がみられる。当該補助金は、3年間の時限措置で設定したものであり継続することは考えていないが、3年間に実施した事業の効果を検証しつつ、関係者の意見も伺いながら必要な支援について検討していく。</p>
<p>○医療福祉専門学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア実践に向け、専門性を持つ介護人材が一定数必要であり、地元介護人材育成の中心的役割を担う専門学校の支援をすること。</li> <li>・短期的対策として、離職者訓練の広報活動、高校進路指導担当者への説明等を行政主導で実施すること。</li> <li>・介護職理解促進のための、官民一体となった「地域カフェ」開催に助成すること。</li> </ul>	<p>県民への介護に対するイメージアップの取組に加え、児童・生徒等の介護の仕事の理解促進やイメージアップ、進路相談時における生徒への適切な指導を行っていただくため、教員を対象とした出前説明会などの介護教育の実施を教育委員会等に引き続き働きかけていきたい。</p> <p>また、県内の介護福祉士等の養成確保を図るため、養成施設で修学する者に対し、修学資金を貸し付ける介護福祉士等修学資金貸付事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士等修学資金貸付事業 4,325千円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高生への福祉教育をカリキュラムに導入できないか検討すること。</li> </ul>	<p>各小中学校では、教科等横断的、系統的に児童生徒の発達段階に応じた福祉教育を実施している。また、県内全小中学校に配布した県教委作成の冊子「平成30年度鳥取県学校教育のめざすもの」においても福祉教育に関する内容を取り扱い、福祉教育の充実を図っている。</p> <p>高等学校では、すべての生徒が家庭科の授業で、高齢者の生活及び福祉について学んでいるところである。さらに、特別活動や総合的な学習の時間においても、福祉教育に関する企画を実施している学校もある。</p> <p>また、私立高校には倉吉北高などに福祉系のコースが設置されているほか、青翔開智中学校・高等学校において手話教育に取り組まれている。</p> <p>引き続き、現在の取組の中で、必要に応じて、専門機関と連携していきたい。</p>
<p>(2) 専門学校生と・保護者への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元専門学校進学者に対する奨学金または入学準備金の支給等検討すること。</li> </ul>	<p>私立専修学校については、引き続き運営費の支援を行っていく。</p>
<p>(3) 県内専門学校卒業生を採用する県内企業への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業へ採用後1年間の給与の一部助成等の優遇策を検討すること。</li> </ul>	<p>専門学校卒業生も含めた若者の県内就職・定着の促進並びに企業の人材確保を図るに当たり、引き続き県版経営革新支援補助金などによる生産性向上や働き方改革等を通じて、若者にとって魅力ある企業づくりを支援していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 専修学校運営費補助金の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤が弱く、弱体化している専修学校への運営費補助金の増額（専修学校 1/15 から 2/15 へ、高等専修学校 2/15 から 3/15 へ）を検討すること。</li> </ul> <p>(5) 各種学校への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私学助成法において各種学校は運営費助成の対象外となっているが、「地元で学んで地元で就職する」率も高い。奨学金や入学準備金の支援等保護者への経済的支援をすること。</li> </ul>	<p>専修学校・各種学校については、関連部局で連携・協力して必要な支援を行っており、今後も地元で学び、地元で働く若者を増やすため、連携強化に努める。また、私立専修学校については、引き続き運営費の支援を行っていく。さらに私立学校協会専修・各種学校部会が取り組む県内専門学校進学フェアについては、開催経費等について引き続き支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校等就学支援金（専修学校高等課程） 24,216千円</li> <li>・私立学校生徒授業料等減免補助金（専修学校） 8,556千円</li> <li>・私立学校教育振興補助金（私立専修学校教育振興補助金） 81,951千円</li> <li>・私立学校協会補助金（鳥取県専門学校進学フェアに対する助成） 100千円</li> </ul>
<p>(6) 自動車学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内高校生に対する運転免許取得のため、夏休みからの早期通学許可を出すこと。</li> </ul>	<p>運転免許取得のための自動車教習所への通学許可については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。</p> <p>県としては、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、生徒の運転免許の取得の可否については最終的に校長の権限において適切に判断すべきとの国の通知を踏まえて、入所時期を含めた適切な対応を各学校に依頼しているところであるが、今後も、知事部局と県教育委員会とで連携し各高等学校に働きかけていきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教習用自動車の課税免除をしていないのは全国3県である。課税免除をすること。</li> </ul>	<p>自動車学校の教習車については、その用途に一定の公益性は認められるが、自動車教習事業は収益事業であり租税公課については利用料金等に転嫁することも可能であることなどを踏まえ、課税免除ではなく一部減免（営業用車並課税）としている。</p> <p>一方で、高齢者運転講習等、自動車学校が担っている交通安全施策上の役割が増していることを踏まえつつ、経営の実態を把握した上で、課税免除も含めて対応を検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者講習、認知機能検査委託料（単価）の引き上げ、手数料100%を委託料とし、さらに同講習・検査実施に対する補助をすること。</li> </ul>	<p>高齢者講習等の委託料は、その財源とする手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習・認知機能検査の委託料については、その額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところであり、今後も適正な委託費の設定に努める。</p>
<p>【鳥取県私学振興会】</p> <p>1、退職金給付資金給付制度及び共済制度に対する補助率36/1000を堅持すること。</p> <p>2、私立学校経営相談事業に対する補助金を堅持すること。</p>	<p>鳥取県私学振興会に対しては、引き続き支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校支援等事業（私立学校教職員退職金給付財源補助金） （補助率：従前どおり36/1,000） 87,786千円</li> <li>・私立学校支援等事業（私立学校経営相談事業補助金） 314千円</li> </ul>
<p>【鳥取県PTA協議会】</p> <p>1、例年並みに以下の事業費を確保すること・</p> <p>①調査研究研修事業②機関誌発行事業③鳥取県PTA研究大会④社会教育団体交流室使用助成事業⑤PTA指導者支援事業⑥中四国及び全国PTA研究大会派遣事業</p>	<p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き各種事業への支援を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会補助金） 860千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県社会福祉協議会】</p> <p>1、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと体制整備への財政的支援をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正社会福祉法にうたわれている地域共生社会の実現のためには、住民の生活課題の解決のためあらゆる福祉分野を包括し、関係機関の連携・協同した仕組みづくり、支えあい、地域活動拠点整備などが必要である。その役割を果たすべく、特に市町村社協は財政基盤が弱くなっているところに加えて介護報酬の見直しなどの影響を受け介護事業も困難になっているため、行政からの財政的支援が必要である。</li> </ul>	<p>市町村・市町村社会福祉協議会への訪問・意見交換や、市町村長と市町村社会福祉協議会会長を対象とした地域福祉推進に関するトップセミナー等を実施し、両者の理念の共有や連携等を図っている。今後も市町村に対して、市町村社会福祉協議会との連携等について、機会をとらえて働きかけていきたい。</p>
<p>2、福祉人材の確保・育成・定着のための総合的な取り組みの強化について以下の事業に要する予算を確保すること。</p> <p>①福祉人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事者のさらなる処遇改善</li> <li>保育の質の向上に向けた正規職員の配置促進</li> <li>ハローワーク（国・県）、ふるさと鳥取定住機構との連携によるマッチング機能の強化</li> <li>アクティブシニアの活躍促進（介護助手の養成等）</li> </ul>	<p>保育士の処遇改善については、国制度である全ての職員を対象とした平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算の活用を促進する。また、県制度においては1歳児加配保育士を中心に正規職員単価で人件費を支援し、雇用の安定による処遇改善を図るよう今年度運用を改善したところであり、引き続き制度の活用により処遇改善を図るよう働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どものための教育・保育給付費負担金 2,721,088千円</li> <li>低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 189,147千円</li> </ul> <p>介護職員処遇改善については、平成27年度に介護職員1人当たり月額1万2千円相当の拡充、平成29年度に月額平均1万円の処遇改善加算、平成30年度には介護報酬改定が0.54%増と処遇改善に向けた対応が図られている。</p> <p>また、平成31年10月には消費税率引上げにあわせて、「新しい経済政策パッケージ（2017年12月8日閣議決定）」に基づき、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士等に対して月額平均8万円相当の処遇改善が行われる予定である。県は、事業者が加算取得要件を満たすよう制度周知等の広報や、加算取得に向けた相談・説明会等の開催などによる事業者支援を引き続き実施していく。</p> <p>現在、介護専属の就職支援コーディネーターを配置し、きめ細かな事業者と求職者とのマッチングを行っているところであり、今後もハローワーク等との連携を強化していく。</p> <p>なお、介護施設等における業務の機能分化を行い、地域の元気な中高年者等に介護専門職の周辺補助的業務を担ってもらうため、介護施設関係団体等が説明会の開催や就労マッチング等の導入支援を行う場合に、その経費を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（介護人材確保のためのマッチング機能強化事業） 5,333千円</li> <li>元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業（介護助手の養成） 2,857千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
②将来の福祉人材の育成 ・高校における福祉系学科の拡充	県立高校では、今後の学科の在り方について、「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」において、「地域の産業構造や就業構造の変化、生徒や保護者のニーズも踏まえながら、その配置等の検討を行っていくことが必要」としている。 そのため、新たに福祉系の学科の設置等を行う場合には、専門的な知識・技能を有する教員の確保や施設設備の整備などに加え、現在ある学科の統廃合を含めた県全体での学科の在り方や、雇用動向など今後の社会情勢などについても総合的に検討する必要があることから、まずは、生徒や保護者のニーズ、学校現場や地域の方の声、福祉関係者の方々の意見等を伺うことを検討する。 私立高校においては、定員充足等の状況から、福祉系学科の拡充の動きはない。
・児童・生徒に対する福祉や介護の仕事の理解促進《教育委員会との連携》 ・教師・保護者への福祉に対するイメージ刷新《教育委員会との連携》	児童・生徒等の介護の仕事の理解促進やイメージアップ、進路相談時における生徒への適切な指導を行っていただくため、教員を対象とした出前説明会などの介護教育の実施を教育委員会等に働きかけていく。
・外国人留学生の受け入れ環境整備（日本語学習支援と日常サポート体制整備）	外国人留学生等に対する学習支援を当初予算で検討するとともに、外国人受入れ・共生のために必要な体制整備を部局横断的に検討していく。 ・外国人受入事業所に対する学習強化事業（外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業） 1, 575千円
③働きやすい職場づくり支援（離職防止と定着支援） ・人材育成や職場への定着支援を積極的に推進する事業所の認証制度の普及・拡大 ・介護施設等における夜間の勤務体制の抜本的な改善 ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の整備	介護事業所が行う介護人材の育成、職場環境の改善の取組を推進するため、平成30年7月に介護人材育成事業者認証評価制度を創設し、同年12月に第一号の認証を行ったところであり、今後も制度の普及に努める。併せて、見守り支援機器等、介護ロボット購入費への補助金について、同年4月に補助単価を引き上げたところであり、介護ロボットの普及支援を通じて、介護施設等における職員の負担軽減を引き続き進めていく。 また、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用して、エルダー・メンター制度の導入支援など離職防止に向けた職場環境整備の取組を推進していく。 ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業） 593千円 ・介護職員向け研修・職場環境向上事業（介護職員ロボット導入支援事業） 6,000千円 ・鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金 27,000千円
<b>【鳥取県民生児童委員協議会】</b> 1、民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費補助金を継続すること。	民生児童委員の活動しやすい環境整備や負担軽減は重大な課題として認識しているところであり、今後の活動を推進する各種事業について、要望額どおり助成することを当初予算で検討している。 ・民生委員費（民生児童委員協議会補助金（民生委員活動経費）） 2,872千円 ・民生委員費（地区民生児童委員協議会補助金） 14,260千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>2、民生委員は全県で80名程度不足している。民生委員に対する正しい理解を図り、成り手不足の解消のためにも、消極的イメージの払しょくとともに、地域貢献の活動実績や「やりがい」などを広報するよう、環境整備をすること。</p>	<p>民生委員制度や活動については、県民の方が正しく理解していただけるよう、引き続き県政だより、新聞等各種媒体を活用して周知していく。また、県の関係課や市町村に対して、民生児童委員が行っている業務について見直すことにより、負担を軽減するよう通知している。</p>
<p>【鳥取県老人クラブ連合会】 ○単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会に対する財政支援を継続すること。</p>	<p>高齢者の社会貢献活動、健康づくり活動を推進するために老人クラブの活動は重要と認識しており、老人クラブに対する支援について、引き続き当初予算において検討している。</p> <p>・いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 34,544千円</p>
<p>【鳥取県手をつなぐ育成会】 1、親亡き後の安心サポート体制構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心ファイルのさらなる普及と活用の拡大、関係機関・団体等への説明</li> <li>・連絡調整等のため、コーディネーターの設置を継続すること。平成29年度にとりまとめたアンケート調査報告書の「保護者要望・提言を具体化するための検討委員会を設置すること。</li> </ul>	<p>安心サポートファイルを活用した普及啓発とコーディネーター配置及び検討委員会の設置に継続して取り組むため、必要経費について当初予算での対応を検討している。</p> <p>・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3,511千円</p>
<p>2、障がい者社会参加促進事業等（レクリエーション、大会、広報活動）に対する助成を継続すること。</p>	<p>育成会が実施する大会等障がい者の社会参加を促進する取組への助成を継続するための経費について、当初予算での対応を検討している。</p> <p>・地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業） 12,543千円</p>
<p>3、地域生活支援拠点等の整備、機能強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等は緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用など地域における生活の安心感を担保する機能を有し、体験機会の提供を通じて生活の場の移行をしやすくする支援を提供するなど障がい者等が地域での生活を支援するための拠点である。平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とされており、整備と機能強化を進めること。</li> <li>・整備にあたっては、療育センターなど公的な医療機関と成人後に利用することとなる医療機関との連携など、関係機関、各種障がい児、者団体等と地域で安心して生活していける連携・協力体制が図られるようにすること。</li> </ul>	<p>本県においては、各市町村に1箇所「地域生活支援拠点」を設置することを平成30年3月に改定した「鳥取県障がい者プラン」の中で目標としており、県では、設置へ向けた検討を行っている圏域の自立支援協議会や市町村等への説明を通じ、設置を促している。</p>
<p>【鳥取県肢体不自由児協会】 1、療育指導誌「いずみ」の発行費の継続および第54回鳥取県肢体不自由児父母の大会の費用を助成し、開催にあたって必要な支援をすること。</p>	<p>協会が実施する事業（機関紙発行、大会開催経費）への助成を継続するため、当初予算での対応を検討している。</p> <p>・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（機関誌・大会助成） 750千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2、重度心身障がい児・者が利用できるショートステイ体制の地域差解消について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスの利用時間数が十分に支給されていても、利用できる施設が少ない、施設の職員の慢性的な不足等で利用できない地域がある。県独自に人員配置の新たな加算措置等による人員確保、受け入れ施設整備をするための優遇措置による体制整備を進め、地域間格差をなくすこと。</li> </ul>	<p>現在、中部地区においては、夜間帯にヘルパーを派遣できる事業所がなく、泊まりを伴う医療型ショートステイが実施できない状況にあることから、来年度予算の中で、ヘルパー事業者以外の事業者（訪問看護等）の参入について検討している。</p> <p>また、これまで、中部地区では、医療型ショートステイ事業で障がい児の受入可能な医療機関がなかったが、この度、鳥取大学の小児在宅支援センターが実施している研修を受けた医療機関において、31年2月から受け入れが可能になった。</p> <p>今後も、利用者の利便性の向上、県下全域で均一的なサービスが受けられる体制づくりを強化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 13,312千円</li> </ul>
<p>【鳥取県身体障害者福祉協会】</p> <p>1、障がいや障がい者の正しい理解の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年9月にあいサポート条例が施行されたが、条例では事業者や県民の役割が定められているものの、未だ障害者の理解が進んでいない。障がい者差別解消法、あいサポート条例を実効性のあるものにするため、事業者や県民が障がいや障がい者を正しく理解するような施策を積極的に取り組むこと。</li> </ul>	<p>あいサポート条例に基づき事業者や県民による障がい者に対する理解を更に深めるため、希望する県内企業等を対象に、障がいのある当事者が企業等を訪問して講話を行う取組を平成29年6月補正予算から開始しており、その取組を引き続き実施するとともに、市町村や関係機関等とも協力して、障がい者と健全者との交流促進やヘルプマークの広報を始めとする県民向けの啓発活動を幅広く展開する。</p>
<p>2、身体障がい当事者による身体障害者相談員の委嘱促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者相談員は在宅障害者の社会参加を推進するうえで大きな役割を果たし当事者の相談活動の意義はますます重要になっている。しかし、県内障がい手帳所持数は横ばいであるが相談員は年々減少し、相談員がいなくなった町（日南町・日野町）や相談員数が減少している町（湯梨浜町・大山町）がある。身体義はますます重要になっている。しかし、県内障がい手帳所持数は横ばいであるが相談員は年々減少し、相談員がいなくなった町（日南町・日野町）や相談員数が減少している町（湯梨浜町・大山町）がある。身体障害者が安心して暮らすため当事者の相談員の確保に努めること。</li> </ul>	<p>相談員については、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、その委嘱促進は市町村が行うべきものであるが、県としては相談員の資質向上や地域・行政とのネットワーク構築等を目的とした研修会の実施などを行うための経費について、引き続き当初予算での対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポート推進事業 13,331千円</li> <li>・地域生活支援事業（相談支援体制強化事業） 2,075千円</li> </ul>
<p>【鳥取県聴覚障害者協会】</p> <p>1、平成29年9月あいサポート条例が施行されたが、情報アクセシビリティの確保の観点からあんしんトリピーメールの配信等の改善等検討が大変遅れている。災害が発生しても防災無線では対応できず、情報をは把握できない難民となっている。鳥取県では情報障害という障害を生じている現状である。</p> <p>聞こえにくい人、聞こえない人、聞こえる人対等に「いつ・どこでも・だれでも・情報アクセシビリティ鳥取県」を築くよう関係機関に積極的に働きかけ、鳥取県としても以下のことを取り組むこと。</p> <p>①NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入するよう求めること。</p> <p>②地域の防災無線をリアルタイムで、すべての情報を把握できるようにすること。</p>	<p>テレビのローカルニュースにおける手話同時通訳等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、最終的に判断されるものだが、県としても、平成29年9月に「あいサポート条例（愛称）」が施行されたことを踏まえ、機会を捉えて放送事業者へ引き続き働きかけを行う。</p> <p>さらに、昨年12月25日から、スマートフォンやタブレットの利用者向けにプッシュ通知（リアルタイム）による危機管理ポータルサイト、トリピーメールによるお知らせ、位置情報による最寄りの避難所への経路ガイド、道路や河川のライブカメラへのリンクの表示などの機能を備えた「あんしんトリピーなび」の運用を開始しており、聴覚障がい者などに対し、その効果的な利用について促していくとともに、市町村に対しては防災行政無線の情報など災害時の情報アクセスの確保について、積極的な提供が図られるよう理解を求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県精神障害者家族会連合会】</p> <p>1、精神障害者が安心して地域で暮らせる体制を整備すること</p> <p>①東中西部各圏域の精神科救急医療システムの救急体制及び終日の医療体制を充実すること。そのためにも困った事例を調査すること。現場の不十分な対応等の改善を医療機関に促すこと。</p> <p>②今後の具体的な計画について達成年度を含めて連合会に提示すること。</p>	<p>県では、夜間・休日、早急に入院や治療が必要な方に対し、適切な医療を提供するため、東・中・西部の第2次医療圏において、医療の提供及び空床確保等必要な精神科救急の体制を整備し、終日の医療体制の充実を図っている。精神科にかかる入院対応の在り方を含め、今後も引き続き、関係機関と連携しながら対応していく。</p> <p>・精神科救急医療体制整備事業費 59,735千円</p>
<p>③精神障害者は大量の服用をしているため、休日等通常の当番医では対応できない例があり不安である。総合病院等の入院を含め受け入れ態勢を確立すること。</p>	<p>県内では、精神科を標榜し、合併症をもつ重度の精神障がい者に対応できる病院は主に3病院（鳥取医療センター、鳥取大学医学部附属病院、西伯病院）がある。加えて、これら3病院以外の精神科病院であっても、一般診療科の医師が在籍している病院もあり、可能な範囲で合併症の治療を行っており、併せて、入院先の精神科病院から他の医療機関に通院するなど、他の医療機関との連携した対応も行うことで、必要な受入体制が整えられている。</p>
<p>④東中西のアウトリーチ体制を整備すること。現在取り組まれている西部圏域のアウトリーチ事業の具体的な計画と達成年度を示すこと。</p>	<p>アウトリーチ的な取組の一つとして、西部圏域において、支援が困難な方について多（他）職種・多（他）機関で訪問等を行い地域で支えるために有効な仕組みについて検討する事業をモデル的に実施している。当事業については、来年度も引き続き実施するための経費を当初予算で対応するよう検討しており、蓄積したノウハウ等を各圏域へ展開していく。</p>
<p>⑤だれでも利用できる相談体制を県として整備すること。</p>	<p>県では、夜間・休日において、精神疾患を有する方や、その御家族から緊急的な精神医療相談を受ける窓口を県内2病院（渡辺病院・倉吉病院）に委託して設置している。</p> <p>・精神科救急医療体制整備事業費 59,735千円</p>
<p>2、就労支援について実態調査と現在の施策を補完する体制を県独自に構築すること。</p> <p>①就労継続支援A型及びB型事業所の利用者の実態把握したうえで、精神障害のある人の生涯の特性に合った福祉の精神に徹した就労支援を強化する用事業者に徹底すること。</p>	<p>就労継続支援を含む障がい福祉サービスについては、障がいのある方一人ひとりの障がいの特性や程度、就労意向などに応じた支援計画を作成し、それに基づいたサービスを実施することとされており、あらゆる機会を捉えて事業所等に周知等を図っていく。</p>
<p>②現行の就労支援事業所は作業効率優先し、就労を支援する場である本来機能が失われている。福利厚生とともに利用者が希望の持てる支援をすること。</p>	<p>就労継続支援事業所における就労の取組は、工賃向上を重要視する事業所、レクリエーション的な居場所づくりに重点を置く事業所など様々な形態があり、利用者の方には、自分に合ったサービス事業所を選択していただくことが望ましい。新たに策定した就労継続支援事業所に係る工賃3倍計画においても、障がいの特性に配慮した働きやすい環境整備を図るため、事業所の特徴に応じた目標工賃額の設定と支援を進めていく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>③精神障害者の就労について、企業の障がい者支援担当者に対し、精神障害者の特性に特化した研修の充実をはかること。</p>	<p>精神障がい・発達障がいを中心に、障がいを正しく理解して日常的に障がい者を現場で支える「とっとり障がい者仕事サポーター」を養成する講座を県と鳥取労働局との共催で平成29年度から実施しており、引き続き実施を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業 656千円</li> <li>・とっとり障がい者仕事サポーターフォローアップ研修事業 264千円</li> </ul>
<p>3、精神障害者の交通機関利用の際の格差是正を求めること ①県内発着の高速バス及び定期観光バス料金を精神障害者も半額にすること。</p>	<p>交通運賃割引制度について、精神障がい者に対しては、県内一般乗合バス路線において半額割引とされているほか、県内発着高速バス路線等においても県外他社共同運行を除き半額割引が導入されており、少しずつ取組が進んできている。</p>
<p>②鳥取県内におけるハイヤー（UD含む）運賃割引制度を精神障害者へも適用するよう求めること。</p>	<p>県では、タクシー事業者等に対し、他の障がい者と同様に取り扱うよう働きかけるなど、理解を求めていく。</p>
<p><b>【鳥取県腎友会関係】</b> 1. 特別医療費助成制度について ①鳥取県特別医療費助成は、現在、所得制限の下、一部自己負担がありますが、透析患者の平均年齢がおよそ70歳と高齢化が進み、その多くが年金生活で、毎年のような年金額の引き下げや、10%の消費税増税が予定されており、さらに経済的に厳しくなることが目にみえています。このような状況の中、現在、県で実施されている特別医療費助成事業は、透析患者にとって救いであり、せめて平成31年度以降も、同事業を後退させることがないようにすること。</p>	<p>特別医療費助成制度は、平成31年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別医療費助成事業費 1,626,775千円</li> </ul>
<p>②更正医療が償還払いに制度改変される中で、特別医療費助成を連動して償還払いにすることがないように、現在の窓口現物支給を継続すること。</p>	<p>特別医療費助成制度は、平成31年度も窓口現物支給を継続して実施することとしている。</p>
<p>2. 透析患者の透析体制の強化について ①透析は週3回の継続した治療を必要とし、また変化する体調に即応する必要がある、医療スタッフの不足は不安である。安心して医療が受けられるよう、透析に関する専門性の高い医師及びスタッフを育成すること。また、慢性腎臓病（CKD）などには、もう少し早く専門医にかかっていたら、透析が必要なくてすんだと思われる事例もある。ぜひ、東・中部の機関病院（中央病院・厚生病院）にも、専門医を常駐させること。</p>	<p>鳥取県内の医師及び看護師の確保に向けて、医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医、腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。</p> <p>また、腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師確保奨学金等貸付事業 250,940千円</li> <li>・看護職員等充足対策費 766,698千円</li> <li>・鳥取県地域医療介護総合確保基金（認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業） 7,000千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②週3回の透析を要する患者にとって、通院は欠かすことができない。しかし、透析患者の高齢化がすすみ、透析の長期化や、糖尿病腎症で透析導入患者の合併症など、生活が深刻になっている。住む地域によっては、公共交通機関の利便が悪い地域もあり、通院費用も高額となっている患者もある。通院にかかる費用助成をすること。(透析は年間ではほぼ150日、高齢で自家用車の運転ができず、タクシーを使うと、交通費が高額になる。)</p>	<p>通院費については、透析患者など身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、市町村によっては単独で通院費助成制度を設けているので、これらを活用いただきたい。</p>
<p>③透析患者が高齢化し、平均年齢は70歳を超えている。合併症の発生頻度も高く、入院が必要なケースも多くある。いつでも入院できるよう必要な病棟数を確保すること。糖尿病性疾患や認知症など要介護者に対する通院支援や、通院困難者を受け入れる福祉施設の整備が求められている。介護制度や障害者総合支援法の地域支援サービスを市町村事業まかせにせず、県としての対策を講じること。</p>	<p>本県では、従来から透析患者も含め入院等の必要な医療提供体制が確保されるよう努めているところである。</p> <p>通院については、交通費支援としてタクシー割引制度等があるので、こうした支援策を有効活用していただきたいと考えている。</p> <p>福祉施設の整備については、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスの整備を計画的に推進していくとともに、市町村が実施する地域生活支援事業（地域支援サービス）の充実に向け、必要な財源確保などについて適切に対応していく。</p>
<p>3. 慢性腎臓病（CKD）対策推進の具体化について</p> <p>○慢性腎臓病（CKD）の患者は、1330万人（20歳以上の成人の8人に1人）いると考えられ、新たな国民病とも言われている。平成30年度も、鳥取県と腎友会が共催で第4回県民健康講座、鳥取9月2日、「CKD（慢性腎臓病）って何？～糖尿病から腎臓病へ、守ろう自分の腎臓～」が開催された。これ以上腎臓病患者を増やさないためにも、県が慢性腎臓病についての啓発・広報活動を一層強化し、腎疾患対策を県民的とりくみとすること。</p>	<p>県では鳥取県腎友会と共催で、一般の方を対象とした研修会を開催し、慢性腎臓病（CKD）の予防・早期発見の啓発に取り組んでおり、平成31年度も引き続き実施することとしている。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業（慢性腎臓病（CKD）予防対策事業） 120千円</p>
<p>4. 災害時の透析医療の確保・移動体制の整備について</p> <p>○近年、熊本地震、鳥取中部地震・台風や集中豪雨など、大災害が続き、今後も発生が懸念される。こうした大災害がおきると、1～2日おきに治療を必要とする透析患者は、災害時においても生命を守るため透析医療の確実な確保が必要である。特に介護が必要な透析患者は避難の手助けや、通院移動の保障も必要で、それらの体制整備が求められている。災害時に安心できる医療・通院・避難体制を早期に整備すること。</p>	<p>災害時においても継続して人工透析の提供が必要なことから、県では、災害時の透析医療体制の整備及び確保のため、平成26年から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして、全県担当及び東中西部の各保健医療圏に設置をしている。平成27年には「災害時における透析医療の活動指針」を策定し、関係機関の役割を明確にしたところであり、これに基づいて体制整備を行っている。</p> <p>また、医療機関BCPの策定推進や災害時に備えた備蓄品等の整備に向けた支援を検討しているところであり、今後も災害時透析医療ネットワーク参加機関の御意見も伺いながら、体制整備を進めていく。</p>